日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の
令和７年度における業務の実績に関する評価

令和８年

文 部 科 学 大 臣

日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　目次

１－１－１	評価の概要	・・・ｐ１
１－１－２	総合評定	・・・ｐ２
１－１－３	項目別評定総括表	・・・ｐ４
１－１－４－１	項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	
	項目別評価調書 No. １―１　補助事業	・・・ｐ６
	項目別評価調書 No. １―２　貸付事業	・・・ｐ11
	項目別評価調書 No. １―３　経営支援・情報提供事業	・・・ｐ16
	項目別評価調書 No. １―４　寄付金事業	・・・ｐ23
	項目別評価調書 No. １―５　学術研究振興基金・資金事業	・・・ｐ27
	項目別評価調書 No. １―６　減免資金交付事業	・・・ｐ29
１－１－４－２	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	
	項目別評価調書 No. ２―１　効率的な業務運営体制の確立	・・・ｐ31
	項目別評価調書 No. ２―２　経費等の見直し・効率化	・・・ｐ33
	項目別評価調書 No. ３―１　収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	・・・ｐ36
	項目別評価調書 No. ３―２　財務内容の管理の適正化	・・・ｐ38
	項目別評価調書 No. ３―３　人件費の適正化	・・・ｐ40
	項目別評価調書 No. ３―４　予算、収支計画及び資金計画	・・・ｐ41
	項目別評価調書 No. ３―５　短期借入金の限度額	・・・ｐ43
	項目別評価調書 No. ４―１　内部統制に関する事項	・・・ｐ44
	項目別評価調書 No. ４―２　情報セキュリティに関する事項	・・・ｐ46
	項目別評価調書 No. ４―３　事業に関する情報開示	・・・ｐ48
	項目別評価調書 No. ４―４　施設・設備に関する事項	・・・ｐ50
	項目別評価調書 No. ４―５　人事に関する事項	・・・ｐ51
	項目別評価調書 No. ４―６　研修等助成に関する事項	・・・ｐ53
	項目別評価調書 No. ４―７　中期目標期間を超える債務負担	・・・ｐ54
別添	中期目標、中期計画、年度計画	・・・ｐ55
別添	日本私立学校振興・共済事業団　令和７年度　業務実績等報告書（自己評価）	・・・ｐ66

１－１－１　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	日本私立学校振興・共済事業団	
評価対象事業年度	年度評価	令和７年度
	中期目標期間	令和５年度～令和９年度（第５期）

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	私学助成課、橋田裕
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、釜井宏行

３．評価の実施に関する事項
令和８年７月７日～７月 31 日の期間において、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の評価等に関する有識者会合委員に対し、メールにて主務大臣の評価案を諮り、意見を聴取した。

４．その他評価に関する重要事項
特になし

１－１－２　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	B	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
		B	B	B	―	―
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ○中期計画等に定められた以上の進捗の認められた業務については、下記に示す実績等が認められる。 ・貸付事業の安定的な運営を図るための取組においては、中期計画・年度計画で目標にある令和７年度末でのリスク管理債権の割合が 2.0%以下（うち、危険債権額の割合は 1.9%以下）となっているところ、実績値で 1.38%（うち、危険債権額の割合は 1.34%）に抑えている。（p14 参照） ・寄付金事業の多元的な財政基盤確立に向けた支援の取組においては、中期計画・年度計画では目標値 26 件以上とされている関係団体や学校法人等が実施する研修会への職員派遣等による周知活動を 37 件行っている。（p24 参照） ・寄付金事業の奨励金の交付財源となる寄付金確保のための取組においては、周知活動件数を令和６年度より大幅に増加させ、中期計画・年度計画では目標値 20 件以上とされている周知活動件数を 34 件行い、企業等の理解と支援を獲得するための取組を積極的に実施している。また、企業等より受領した寄付金及び寄付法人数が増加しており、本項目が困難度「高」と設定している中で、奨励金事業寄付受入額が目標値を超えるものとなっている。（p25 参照） ・経費等の見直し・効率化における自己収入の確保においては、年度計画で８百万円以上の確保とされているところ、令和７年度の実績は 13 百万円となっている。（p34 参照） ○中期計画等において定められたとおり、概ね着実に実施された業務については、下記に示す実績等が認められる。 ・補助事業については、アンケート調査による理解度が目標値を達成しており、締切り前にリマインドメールを送信することで、アンケート回収率の向上につなげている。（p９参照） ・貸付事業については、借入ニーズの把握等を目的として、施設・設備整備計画のある学校法人を中心に、前年度の約２倍に当たる 150 件（146 法人）訪問することで、令和６年度業務実績評価において指摘した貸付規模の回復に向けた取組が実施されており、資金需要額を把握した上での財源確保に努めている。（p12 参照） ・経営支援・情報提供事業については、私学経営相談員の専門家人材の多様化を図っている。また、各法人の主体的な判断を促すために、令和６年度に開設された「私学経営ダッシュボード」の機能付加のための改修を行うなど、「アウトリーチ型支援」の充実に向けた取組が行われている。（p18～19 参照）
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・若手職員を対象とした「私学スタッフセミナー」については、２会場（対面）とも応募者が募集定員を大幅に上回っており、受講を希望した多くの方がセミナーに参加できない状況となっている。本セミナーがグループワーク形式にて実施していることも対面のみで実施している要因かとは思われるが、Web 配信の活用や会場を増やす等により、意欲ある若手職員が可能な限り本セミナーに参加できるよう検討いただきたい。（p21） ・昨年度より一者応札の状況は改善されているが、引き続き、結果として一者応札となった場合の要因分析及び改善に向けた効果的な取組を行うことで、契約の適正化に努めていただくことが望まれる。（p35） ・引き続き、第５期中期計画期間以降の収支状況におけるシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとで健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。（p39）
その他改善事項	―
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	―

４．その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※　評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成 27 年 6 月 30 日文部科学大臣決定、令和４年３月 25 日一部改定。以降「評価基準」とする）p14～参照）

Ｓ：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

Ａ：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

Ｂ：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

Ｃ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

Ｄ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

１－１－３　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別調書№	備考
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度		
１．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
１　補助事業	B○重	B○重	B○重	—	—	１－１	
（１）補助金の適正な配分	（B）	（B）	（B）	—	—		
（２）補助金の適切な配分を行うための取組	（B）	（B）	（B）	—	—		
（３）補助金申請段階のミスの防止を図る取組等	（B）	（B）	（B）	—	—		
２　貸付事業	B○重	B○重	B○重	—	—	１－２	
（１）学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付	（B）	（B）	（B）	—	—		
（２）貸付事業の安定的な運営を図るための取組	（B）	（A）	（A）	—	—		
３　経営支援・情報提供事業	B○重	B○重	B○重	—	—	１－３	
（１）教育改革及び経営改善に向けた支援の取組	（B）	（B）	（B）	—	—		
（２）各種情報を提供するための取組	（B）	（B）	（B）	—	—		
４　寄付金事業	B重	B重	A重	—	—	１－４	
（１）多元的な財政基盤確立に向けた支援の取組	（B）	（A）	（A）	—	—		
（２）奨励金の交付財源となる寄付金確保のための取組	（A）	（B）	（A）	—	—		
５　学術研究振興基金・資金事業	B	B	B	—	—	１－５	
６　減免資金交付事業	B	B	B	—	—	１－６	
２．業務運営の効率化に関する事項							
１　効率的な業務運営体制の確立	B	B	B	—	—	２－１	
（１）組織と人員配置の見直し	（B）	（B）	（B）	—	—		
（２）情報システムの適切な整備及び管理等	（B）	（B）	（B）	—	—		
２　経費等の見直し・効率化	B	B	B	—	—	２－２	
（１）経費等の見直し・効率化を図るための取組	（A）	（A）	（A）	—	—		
（２）契約の適正化	（B）	（B）	（B）	—	—		

中期目標	年度評価					項目別調書№	備考
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度		
３．財務内容の改善に関する事項							
１　収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	B	B	B	—	—	３－１	
（１）収支計画に沿った適切な運営	（B）	（B）	（B）	—	—		
（２）自己収入の増・確保及び経費の効率化	（B）	（B）	（B）	—	—		
２　財務内容の管理の適正化	B	B	B	—	—	３－２	
（１）事業ごとの評価・分析の経費配分等への反映等	（B）	（B）	（B）	—	—		
（２）収支状況の改善に向けた取組等	（B）	（B）	（B）	—	—		
３　人件費の適正化	B	B	B	—	—	３－３	
４　予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	—	—	３－４	
５　短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	３－５	
４．その他業務運営に関する重要事項							
１　内部統制に関する事項	B	B	B	—	—	４－１	
（１）法人のミッションの周知徹底	（B）	（B）	（B）	—	—		
（２）内部監査の充実・強化	（B）	（B）	（B）	—	—		
（３）リスク管理	（B）	（B）	（B）	—	—		
２　情報セキュリティに関する事項	B	B	B	—	—	４－２	
（１）情報セキュリティ研修	（B）	（B）	（B）	—	—		
（２）情報セキュリティ監査	（B）	（B）	（B）	—	—		
３　事業に関する情報開示	B	B	B	—	—	４－３	
（１）ホームページ等を活用した情報開示	（B）	（B）	（B）	—	—		
（２）公表すべき資料のホームページへの掲載	（B）	（B）	（B）	—	—		
４　施設・設備に関する事項	—	B	B	—	—	４－４	
５　人事に関する事項	B	B	B	—	—	４－５	
６　研修等助成に関する事項	B	—	—	—	—	４－６	
７　中期目標期間を超える債務負担	—	—	—	—	—	４－７	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※４　「項目別調書 No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※５　評定区分は以下のとおりとする。（評価基準 p11～12）

Ｓ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

Ａ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

Ｂ：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

Ｃ：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「財務内容の改善に関する事項（Ⅲ）」及び「その他業務運営に関する重要事項（Ⅳ）」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

Ｓ：－

Ａ：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

Ｂ：目標の水準を満たしている（「Ａ」に該当する事項を除く。）。

Ｃ：目標の水準を満たしていない（「Ｄ」に該当する事項を除く。）。

Ｄ：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

１－１－４－１　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―１	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 補助事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標６　私学の振興 施策目標６－１　特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法　第 23 条　第１項　第１号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」にも掲げられており、政策上の重要課題であるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　001598

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
アンケート理解度	計画値	90.0%以上	－	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	－	－
	実績値	－	99.7%	99.4%	99.4%	99.3%	－	－
	達成度	－	－	110.4%	110.4%	110.3%	－	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算額(千円)	298,346,727	299,345,124	298,557,689	－	－
決算額(千円)	299,745,175	299,682,663	299,389,051	－	－
経常費用(千円)	299,699,156	299,664,065	299,378,787	－	－
経常利益(千円)	-350,839	-401,990	-408,666	－	－
行政コスト(千円)	299,699,359	299,664,065	299,378,791	－	－
従事人員数	23	23	25	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ・補助金説明会（オンライン含む）等において行うアンケートにおける理解度 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分、文部科学省の政策に沿った配分方法の見直しや、補助金の配分の基礎となる各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況の厳格化等一層メリハリある配分・重点支援の実施が行われたか。 ・補助金説明会（オンライン含む）等において行うアンケートの理解度：理解度90%以上 ・アンケート結果を踏まえて説明内容の充実を図ったか。	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p66～69)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p66～69)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 （1）補助金の適正な配分　＜補助評定＞B ＜評定に至った理由＞ 交付要綱の改正、配分方法の見直し等により、取扱要領及び配分基準を改正し、適正な配分を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― （2）補助金の適切な配分を行うための取組　＜補助評定＞B ①令和７年度の配分方法見直し ＜評定に至った理由＞ 物価高騰や地方中小規模大学の重点的支援等を踏まえた配分方法、補助要件・対象の見直し等を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ―	

	＜重要度＞ ・私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」にも掲げられており、政策上の重要課題であるため、重要度を「高」とする。 ＜令和６年度評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項＞ ・アンケートの回収率が４割に留まっていることで理解度の妥当性に課題があることから、教材利用者全体の理解度を把握するためにも、回収率を向上させる取組を行うことが望まれる。			＜その他事項＞ ― ②経営改革の実現を図り、その知見等の普及・展開を図る取組の支援 ＜評定に至った理由＞ 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援事業について、令和６年度選定校の継続支援とともに、令和７年度に新たな支援校を選定するなど、継続的な支援が実施されているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― （３）補助金申請段階のミスの防止を図る取組等　＜補助評定＞B ①研修用教材の配布、補助金相談会・説明会の実施及び説明内容の充実 ＜評定に至った理由＞ 「学内研修用教材（音声解説付き）」を電子窓口により配付するとともに、補助金相談会・説明会を開催することで、申請ミス防止を図る取組を実施しているため。また、学校法人との対面形式での補助金相談会・説明会については、令和６年度の会場に１会場加え、計５会場で実施しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ②学内研修用教材及び補助金説明会の理解度

				＜評定に至った理由＞ 　アンケート調査による理解度について、目標値である 90%を達成しているため。 　また、令和６年度業務実績評価において指摘したアンケート回収率については、締め切り前にリマインドメールを送信することで、回収率の向上につなげているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ 　アンケート理解度については、中期計画及び年度計画において目標値が設定され、目標を達成しているところ、回収率については考慮されていないようである。回収率の高低により理解度の達成度も変わってくるため、考慮されたい。 ③補助金交付法人への実地調査 ＜評定に至った理由＞ 　補助金の適正な執行を確認するため、事業団による実地調査及び会計検査院検査が過去５年間未実施である大学等の調査を実施するなど、申請事務等の指導・助言を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ④配分方法の変更点、申請上の注意点等の注意喚起及び周知 ＜評定に至った理由＞ 　配分方法の変更点や申請上の注意すべき点等について、電子窓口への掲載、私学団体等の研修会、広報誌「月報私学」等を通じて周知することによって注意喚起を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞

				― ＜その他事項＞ ―

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―２	貸付事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標６　私学の振興 施策目標６－１　特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法　第23条　第１項　第２号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（少子化により学校経営が厳しくなることが予測されるため、学校法人との情報交換による借入ニーズの発掘や経営状態の変化を正確に把握し、各法人個別の状況に応じた融資案内を行うことなど、融資の一層の促進に向けた取組が重要であるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID　001601

２．主要な経年データ

②　主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
アンケート満足度（融資制度）	計画値	90.0%以上	－	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	－	－
	実績値	－	93.8%	97.4%	94.4%	97.6%	－	－
	達成度	－	－	108.2%	104.9%	108.4%	－	－
アンケート満足度（利便性）	計画値	90.0%以上	－	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	－	－
	実績値	－	93.8%	97.4%	94.6%	92.9%	－	－
	達成度	－	－	108.2%	105.1%	103.2%	－	－
元金滞納の年度内回収割合	計画値	95.0%以上	－	95.0%以上	95.0%以上	95.0%以上	－	－
	実績値	－	100%	86.7%	100.0%	100.0%	－	－
	達成度	－	－	91.3%	105.3%	105.3%	－	－
リスク管理債権の割合	計画値	2.0%以下	－	2.0%以下	2.0%以下	2.0%以下	－	－
	実績値	－	1.57%	1.70%	1.53%	1.38%	－	－
	達成度	－	－	117.6%	130.7%	144.9%	－	－
危険債権額の割合	計画値	1.9%以下	－	1.9%以下	1.9%以下	1.9%以下	－	－
	実績値	－	－	1.65%	1.49%	1.34%	－	－
	達成度	－	－	115.2%	127.5%	141.8%	－	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算額(千円)	100,159,237	100,441,412	99,647,904	－	－
決算額(千円)	59,728,781	85,040,169	95,882,275	－	－
経常費用(千円)	3,218,763	2,396,230	2,782,635	－	－
経常利益(千円)	920,822	1,557,576	1,851,531	－	－
行政コスト(千円)	3,218,920	2,396,230	2,782,638	－	－
従事人員数	18	18	20	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合 ・総貸付残高に対する危険債権額の割合 ・９月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか。 ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の一層の改善に向けた取組が行われたか。 ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：融資制度 90%	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p70～73)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p70～73)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 （1）学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付　＜補助評定＞B ①借入ニーズの適切な把握、貸付財源の確保 ＜評定に至った理由＞ 借入ニーズに的確に応えるための施策を各種実施し、学校法人等の資金需要額を把握した上で、貸付財源を確保しているため。 特に、施設・設備整備計画のある学校法人を中心に、前年度の約２倍に当たる 150 件（146 法人）訪問しており、令和６年度業務実績評価において指摘した貸付規模の回復に向けた取組が実施されているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ － ＜その他事項＞ － ②ニーズの把握・発掘、融資制度の見直し ＜評定に至った理由＞ 貸付法人に対する満足度調査において「満足した」の割合は融資制度 97.6%、利便性 92.9%となっており、いずれも目標値である 90%を達成しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ －	

	以上、利便性90%以上 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：2.0%以下 ・総貸付残高に対する危険債権額の割合：1.9%以下 ・９月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合：95%以上 ・貸付規模：学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 ＜重要度＞ ・少子化により学校経営が厳しくなることが予測されるため、学校法人との情報交換による借入ニーズの発掘や経営状態の変化を正確に把握し、各法人個別の状況に応じた融資案内を行うことなど、融資の一層の促進に向けた取組が重要であることから、重要度を「高」とする。			＜その他事項＞ 　アンケート満足度（融資制度・利便性）については、中期計画及び年度計画において目標値が設定され、目標を達成しているところ、回収率については考慮されていないようである。回収率の高低により満足度の達成度も変わってくるため、考慮されたい。 （２）貸付事業の安定的な運営を図るための取組　＜補助評定＞Ａ ①与信審査における事業の適切性等の検証 ＜評定に至った理由＞ 　信用格付によりリスクを把握するとともに、必要に応じて司法書士及び不動産鑑定士に照会を行うなど、与信審査の向上に努めているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ②貸付先法人の信用格付等によるモニタリング ＜評定に至った理由＞ 　新規滞納法人の発生を抑制するために、貸付先法人の信用格付推移のモニタリングや、経営状況が悪化している法人に対し、調査ヒアリング等を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ③新規滞納法人への取組等による貸付債権の確実な回収

	＜第４期中期評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項＞ ・新型コロナ感染症の影響もあり、学校法人や都道府県庁への訪問、融資相談会などを行うことができず、貸付実績が計画額を大幅に下回っている。こうした状況は、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、今後、少子化により、大学経営も今以上に厳しくなることが予測されるため、学校法人の担当者等と情報交換をさらに緊密に行うとともに、借入ニーズの発掘や、経営状態の変化等を迅速かつ正確に把握し、各法人個別の状況に応じた融資案内を行う必要がある。その他、市中金融機関とは異なる観点での私立学校へのアプローチもあわせて検討するなど、貸付規模を可能な限り回復するための取組を引き続き行うことが望まれる。また、中期目標期間で比較すると「融資制度」及び「融資の利便性」の満足度調査結果はともに減少傾向にあるため、下落要因につ			＜評定に至った理由＞ 返済について広く注意喚起を実施するとともに、新規滞納法人への電話督促の徹底により９月償還分の回収率が 100%を達成するなど確実に回収業務を実行できているため。 また不良債権化の可能性がある法人に対し、私学経営情報センターと連携して経営改善を促し、貸付債権の回収に努めているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ④長期滞納法人等への取組によるリスク管理債権及び危険債権額の抑制 ＜評定に至った理由＞ 長期滞納法人に対して、文書、電話による督促、必要に応じた現地訪問による現況把握、弁護士の助力を得ながらの対応など、各種取組を複合的かつ継続して実施することにより、債権の適切な保全・回収に努めているため。 また、令和７年度のリスク管理債権割合は 1.38%（うち、危険債権額の割合は 1.34%）となり、評価指標である 2.0%以下（うち、危険債権額の割合は 1.9%以下）を達成しているとから、適切なリスク管理を実施していると認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―

	いての分析や、今後の対応策を検討する必要がある。一方で、リスク管理債権については計画値である2.1%以下を達成しているが、リスク管理債権のうち、弁済期限を６箇月以上経過して延滞となっている危険債権額が増加しているため、その動向を注視し、抑止する方策を検討する必要がある。 ＜令和６年度評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項＞ ・昨年度より回復はしているが、貸付実績が計画額を大幅に下回っているため、融資制度の改善などを通じて、可能な限り貸付規模を回復するための取組を引き続き行うことが望まれる。			

１－１－４－１　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―３	経営支援・情報提供事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標６　私学の振興 施策目標６－１　特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法　第 23 条　第１項　第５号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（18 歳人口の大幅な減少と引き続く少子化の影響により、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められているため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
経営相談の周知・案内	計画値	５件/年以上	－	５件/年以上	５件/年以上	５件/年以上	－	－
	実績値	－	－	８件	10 件	11 件	－	－
	達成度	－	－	160.0%	200.0%	220.0%	－	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算額（千円）	489,669	512,721	506,095	－	－
決算額（千円）	412,296	475,348	483,634	－	－
経常費用（千円）	475,663	506,306	506,155	－	－
経常利益（千円）	-475,663	-506,306	－506,155	－	－
行政コスト（千円）	475,847	506,306	506,159	－	－
従事人員数	21	21	23	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ・事業団から、学校法人等への経営相談の周知・案内の件数 ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。 ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえ、必要に応じて項目の追加・見直し等の改善が図られたか。	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p74～79)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p74～79)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 （1）教育改革及び経営改善に向けた支援の取組　＜補助評定＞B ①学校法人の経営状態のモニタリングの強化及び経営困難校を含む経営相談対象法人に対する、経営相談を申し込む誘因となる周知・案内 ＜評定に至った理由＞ 経営相談を申し込む誘引となる周知・案内について、経営悪化が懸念される学校法人に対しては複数回案内する等、令和 7 年度中に 11 件行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ②各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みの整備 ＜評定に至った理由＞ 「助成業務情報共有推進検討委員会」での議論を踏まえ、助成業務の各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、共有できる仕組みが整備されているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ―	

	・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：中期目標期間中に80%以上 ・学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 ・経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 ・周知・案内の件数：経営相談の申し込み			＜その他事項＞ ― ③経営支援の各種取組 ＜評定に至った理由＞ 経営相談、講師派遣、電話等様々な手段を活用し、学校法人の要望に応じて、質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を実施しているため。 また、これまでも私学経営相談員として人材バンクの専門家を委嘱（令和６年度３名（弁護士１名、社会保険労務士１名、公認会計士１名））していたところ、令和７年度は新たに再生支援に係る有識者を１名委嘱することで、人材の多様化を図っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ④経営相談の内容や質を向上させるためのアンケートの実施 ＜評定に至った理由＞ 「経営相談に関するアンケート」を実施し、経営相談の充実に努めているため。 また、前年度のアンケート結果を検証し、情報を内部で共有しており、経営相談の充実を図っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ⑤経営困難な学校法人に対する経営相談の実施 ＜評定に至った理由＞

	の誘引となる周知・案内の件数：５件/年以上 ・経営相談の件数:私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 ＜重要度＞ ・18 歳人口の大幅な減少と引き続く少子化の影響により、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められていることから、重要度を「高」とする。 ＜第４期中期評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項＞ ・少子化により、私立学校の経営は厳しくなっており、各学校法人も危機感を持ち、新しい時代の要請に応えた学部・学科の見直しや経費削減などの対応をしているものの、今後、			経営困難な学校法人には経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と連携して経営相談を実施しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ⑥教育改革に向けた支援としての事例の紹介、FD・SD 支援の実施 ＜評定に至った理由＞ 教育改革に向けた支援として、学校法人に講師を派遣し、事例の紹介、FD・SD 支援を実施しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ⑦「アウトリーチ型支援」の充実、各法人の主体的判断を促すためのシステム内容の充実 ＜評定に至った理由＞ 令和６年度に開設された「私学経営ダッシュボードでは、掲載している学校法人個別の経営判断指標について、シミュレーション機能を付加した形に改修することで、「アウトリーチ型支援」の充実を図っているため。 また、私立大学等の経営判断に資する DX を活用した経営支援のあり方について検討を行うため、事業団が委嘱した検討委員に対し、意見聴取を実施しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞

	リスク管理の必要な案件が多くなることが予想される。そうした状況に備え、事業団の有する情報・ノウハウを駆使し、助成業務の各事業が連携し支援を行える体制を構築することが必要となる。その際には、ヒアリングや調査結果を通じて経営における潜在的な危険因子を把握し、その情報を積極的に各学校法人に提供・助言することで、早期の経営改善指導や経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングを強化することが必要と考えられる。			— （２）各種情報を提供するための取組　＜補助評定＞B ①私立学校の教育及び経営に関する情報の収集 ＜評定に至った理由＞ 　私立学校の教育及び経営に関する情報を計画どおり収集しているため。 　また、「大学ポートレート（私学版）」から得られた情報については、「私立大学・短期大学教育の現状」としてとりまとめ、教育情報の公表を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ — ＜その他事項＞ — ②「私学情報提供システム」の利用案内 ＜評定に至った理由＞ 　学校法人基礎調査の調査票作成依頼時に案内を同封しているほか、「月報私学」や研修会等において案内を行うことで、「私学情報提供システム」の利用促進を図っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ — ＜その他事項＞ — ③私学リーダーズセミナーの実施 ＜評定に至った理由＞

				経営面・教学面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図るため、外部講師を招聘するなど多角的なプログラムで実施しているため。 また、昨年度の事後アンケート結果の意見を踏まえ、「対面形式」では参加者同士の交流の場として名刺交換の時間を設けており、参加者のニーズに応えた形でセミナーを実施しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ④私学スタッフセミナーの実施 ＜評定に至った理由＞ 学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを実施しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ２会場（対面）とも、応募者が募集定員を大幅に上回っており、受講を希望した多くの若手職員がセミナーに参加できない状況となっている。本セミナーがグループワーク形式にて実施していることも対面のみで実施している要因かとは思われるが、Web 配信の活用や会場を増やす等により、意欲ある若手職員が可能な限り本セミナーに参加できるよう検討いただきたい。 ＜その他事項＞ ― ⑤刊行物等による情報提供 ＜評定に至った理由＞ 学校法人の経営改善に資するため、各種刊行物を発行し、情報提供を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ―

				＜その他事項＞ ― ⑥好事例や特色ある取組の情報収集及び提供 ＜評定に至った理由＞ 　私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報収集を行い、その結果をホームページや「月報私学」において提供しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ⑦自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法の説明 ＜評定に至った理由＞ 　自己診断チェックリストの活用方法を「月報私学」に掲載することで周知を図っている。 　経営判断指標についてもホームページ等において周知するとともに、研修会等において活用方法を説明することにより、取組課題の早期認識と改善を促すよう努めているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―

１－１－４－１　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―４	寄付金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標６　私学の振興 施策目標６―１　特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法　第 23 条　第１項　第４号
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されて間もないため、研究内容の周知等により、奨励金事業の理解度向上や、社会からの要望等を適切に反映することにより、寄付者の拡大等、当該事業の好循環を構築する必要があることから、困難度が高いと認められるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
寄付金制度等の周知活動	計画値	26 件以上	－	26 件以上	26 件以上	26 件以上	－	－
	実績値	－	56 件	28 件	50 件	37 件	－	－
	達成度	－	－	107.7%	192.3%	142.3%	－	－
経済団体等への情報提供等件数	計画値	24 件以上	－	24 件以上	24 件以上	24 件以上	－	－
	実績値	－	25 件	27 件	28 件	27 件	－	－
	達成度	－	－	112.5%	116.7%	112.5%	－	－
「若手・女性研究者奨励金事業」寄付受入額	計画値	2,100 万円	－	2,100 万円	2,100 万円	2,100 万円	－	－
	実績値	－	2,907 万円	2,894 万円	1,929 万円	2,100 万円	－	－
	達成度	－	－	137.8%	91.9%	100%	－	－
「若手・女性研究者奨励金事業」周知及び報告	計画値	20 件以上	－	20 件以上	20 件以上	20 件以上	－	－
	実績値	－	－	28 件	25 件	34 件	－	－
	達成度	－	－	140.0%	125.0%	170.0%	－	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算額（千円）	28,113,226	28,127,930	28,129,595	－	－
決算額（千円）	26,076,078	22,534,140	26,615,269	－	－
経常費用（千円）	26,079,106	22,537,538	26,617,385	－	－
経常利益（千円）	-79,205	-90,739	-81,236	－	－
行政コスト（千円）	26,080,415	22,537,751	26,617,386	－	－
従事人員数	4	4	4	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	A
＜主な定量的指標＞ ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額 ・「若手・女性研究者奨励金事業」の活動状況及び研究内容の周知及び報告 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：経済団体等への訪問等件数 24 件以上、学校法人等の研修会における周知活動件数 26 件以上 ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：第５期中期目標期間中に１億 500 万円以上	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p80～82)	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 別添参照 (p80～82)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められ、自己評価書の「Ａ」との評価結果が妥当であると確認できたため。 具体的には、本項目は中期目標において困難度が「高」として設定されているところ、主要な定量的指標の全てにおいて、目標値を超える結果となっているため。 （１）多元的な財政基盤の確立に向けた支援の取組　＜補助評定＞Ａ ①寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組 ＜評定に至った理由＞ 関係団体や学校法人等が実施する研修会への職員派遣等により、寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組を 37 件行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ②社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するための取組 ＜評定に至った理由＞ 経済団体等に対し、訪問や資料送付による情報提供活動を 27 件行い、私立学校への寄付について理解を得ることに努めているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ―	

	・学校法人等における毎年度の寄付金の受入れ金額：学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実には、学校法人等における寄付金の受入れ金額を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。 ・「若手・女性研究者奨励金事業」の活動状況及び研究内容の周知及び報告：20 件以上 ＜困難度＞ ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されて間もないため、研究内容の周知等により、奨励金事業の理解度向上や、社会からの要望等を適切に反映することにより、寄付者の拡大等、当該事業の好循環を構築する必要があることから、困難度が高いと認められるため、困難度を「高」とする。 ＜第４期中期評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項＞			＜その他事項＞ ― （２）奨励金事業の交付財源となる寄付金確保のための取組　＜補助評定＞A ①企業等への周知活動及び企業等向けの募金趣意書の作成、ホームページの充実等 ＜評定に至った理由＞ 奨励金事業の周知活動件数について、令和６年度より大幅に増加させており、目標値 20 件以上に対して、34 件行っており、企業等の理解と支援を獲得するための取組を積極的に実施しているため。 また、企業等より受領した寄付金及び寄付件数が増加しており、奨励金事業に対する寄付受入額が、目標値を超えるものとなっているため。 若手・女性研究者奨励金の周知活動および募金活動を長期にわたり継続的に積み重ねてきた成果が着実に表れていると評価できるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ②若手・女性研究者奨励金事業の適切な見直し ＜評定に至った理由＞ 本奨励金の申請件数の増加を図るため、公募時期の見直しが行われているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―

	・若手・女性研究者奨励金においては、現に寄付をしている企業との連携を強めつつ、新たに寄付に至る見込みの高い企業について積極的な情報交換を行うとともに、寄付者には、研究成果の見える化などフィードバックを充実させることで、奨励金の社会的意義を広く周知することにより寄付受入額の増額等を図ることが望まれる。			

１－１－４－１　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―５	学術研究振興基金・資金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標６　　私学の振興 施策目標６―１　特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法　第 23 条　第１項　第４号
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
学術研究振興資金交付額	計画値	80 百万円以上	－	80 百万円以上	80 百万円以上	80 百万円以上	－	－
	実績値	－	80.7 百万円	80.6 百万円	81.2 百万円	80.6 百万円	－	－
	達成度	－	－	100.8%	101.5%	100.8%	－	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算額(千円)	116,313	120,209	123,172	－	－
決算額(千円)	115,355	115,949	116,571	－	－
経常費用(千円)	116,471	117,314	118,231	－	－
経常利益(千円)	-35,871	-36,114	-37,231	－	－
行政コスト(千円)	116,789	117,314	118,232	－	－
従事人員数	2	2	2	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ・「学術研究振興資金」を安定的に交付するための財源を確保できたか ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・「学術研究振興資金」が安定的に交付するための財源を確保できたか：80 百万円以上	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p83)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p83)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ①学術研究振興資金の交付 ＜評定に至った理由＞ 選考委員会により採択された研究（36 件）に対し、80.6 百万円を交付しており、年度目標値である 80 百万円以上の学術研究振興資金の財源を確保できているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ②「学術研究振興基金」の効率的な運用への取組 ＜評定に至った理由＞ 長期にわたり安定的に資金交付を行う財源を確保するために、学術研究振興基金運用検討委員会において、運用方針について審議しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―	

１－１－４－１　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―６	減免資金交付事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標６　　私学の振興 施策目標６―１　特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本私立学校振興・共済事業団法　第23条　第４項
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度
－	－	－	－	－	－	－	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度
予算額(千円)	206,541,229	220,902,785	363,425,672	－	－
決算額(千円)	118,998,590	119,562,140	292,461,069	－	－
経常費用(千円)	118,260,297	118,588,431	291,315,435	－	－
経常利益(千円)	-40,325	-53,652	-52,615	－	－
行政コスト(千円)	118,260,316	118,588,431	291,315,436	－	－
従事人員数	2	3	3	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・関係法令及び交付要綱を遵守して適正に交付されたか。	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p84～85)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p84～85)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 具体的には、各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守した上で適正に交付するとともに、他にも関係法人に実地調査を行うなど、必要な業務を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―	

４．その他参考情報
高等教育の修学支援制度の利用者が想定を下回ったため、予算額と決算額の間に乖離が生じている。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―１	業務運営の効率化に関する事項 効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	―	―	―	―	―	―	―	―	―

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ・組織や人員配置の見直しを適切に行ったか	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p86～87)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p86～87)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 （1）組織と人員配置の見直し　＜補助評定＞B ＜評定に至った理由＞ 「横断的プロジェクト検討部会」を開催し、今後のシステム再構築の課題を含め、事業横断的な企画検討を行っているため。 また、業務の現状や今後の見込みを踏まえ、組織や人員配置の見直しが適切に行われているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―	

				（２）情報システムの適切な整備及び管理等　＜補助評定＞Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　情報システムの適切な整備及び管理等については、緊急性、効率化等を指標として前年度に採択した令和７年度における各種メンテナンスを計画的に実施しているため。 　また、整備した体制を通じて、情報システムの利用者に対する利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組んでいるため。 　さらに、助成業務システム刷新に関する最終報告書（移行計画案）が策定され、同計画案について役職員を対象として情報共有を図っており、情報システムの老朽化対策に向けた進捗が見られるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―２	経費等の見直し・効率化		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ

評価対象となる指標		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の状況	計画値	171 百万円以下	―	171 百万円以下	171 百万円以下	171 百万円以下	―	―	―
	実績値	―	155 百万円	153 百万円	160 百万円	152 百万円	―	―	―
	達成度	―	―	111.8%	106.9%	112.5%	―	―	―
自己収入額の状況	計画値	８百万円以上	―	８百万円以上	８百万円以上	８百万円以上	―	―	―
	実績値	―	10 百万円	12 百万円	12 百万円	13 百万円	―	―	―
	達成度	―	―	150.0%	150.0%	162.5%	―	―	―

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ・一般管理費の金額：171 百万円以下 ・自己収入額：８百万円以上 ・自己収入の増・確保及び経費の効率化を図るための取組が行われたか。	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p88～90)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p88～90)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 （1）経費等の見直し・効率化を図るための取組　＜補助評定＞A ①予算執行状況の定期的な精査、効率的な予算執行 ＜評定に至った理由＞ 予算執行の進捗を確認し、計画的・効率的な予算執行に努めているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ―	

	・一者応札について改善に向けた原因の分析又は取組が行われたか。 ＜令和６年度評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項＞ ・昨年度より一者応札となった件数が増加していることを踏まえ、結果として一者応札となった場合、要因の分析を行い、改善に向けた効果的な取組を引き続き行うことが望まれる。			＜その他事項＞ ― ②経費の見直し、効率化の取組 ＜評定に至った理由＞ 経費の見直し、効率化を行うことにより、一般管理費を 171 百万円以下の 152 百万円としているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ③刊行物の販売収入等自己収入の確保 ＜評定に至った理由＞ 刊行物の販売収入等による自己収入計画額８百万円に対し、13 百万円の自己収入を確保しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― （２）契約の適正化　＜補助評定＞B ①原則として一般競争入札による調達 ＜評定に至った理由＞ 契約に係る規程や要領、マニュアル等が整備されており、契約の適正化に努めているため。

				＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ②一者応札が発生した場合の改善に向けた原因分析又は取組 ＜評定に至った理由＞ 　令和６年度は一般競争入札のうち半数が一者応札であったところ、令和７年度の一者応札割合は26.7%となり、改善が見られるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ 　昨年度より一者応札の状況は改善されているが、引き続き、結果として一者応札となった場合の要因分析及び改善に向けた効果的な取組を行うことで、契約の適正化に努めていただくことが望まれる。 ＜その他事項＞ ― ③契約状況の監事による監査、ホームページへの公表 ＜評定に至った理由＞ 　毎月、監事による監査を受け、契約の適正化に努めるとともに、契約状況についてホームページに公表し、契約の適正化に努めているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―

１－１－４－２　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―１	財務内容の改善に関する事項 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・収支計画に沿った運営が行われたか。 収益の確保・増に向けた取組が行われたか。	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p91)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p91)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 （1）収支計画に沿った適切な運営　＜補助評定＞B ＜評定に至った理由＞ 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った運営を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―	

				（２）自己収入の増・確保及び経費の効率化　＜補助評定＞Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　収入の増・確保に向けた取組が行われているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―２	財務内容の管理の適正化		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・事業毎の評価・分析を踏まえた経費配分等が行われたか。また、財務状況等の健全性・透明性を確保するための取組が行われたか。 ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：2.0%以下 【再掲】 ＜第４期中期評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項＞	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p92)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p92)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 （1）事業ごとの評価・分析の経費配分等への反映等　＜補助評定＞B ＜評定に至った理由＞ 事業ごとの年度計画に基づく予算編成を行い、また、財務内容の透明性等の確保のため、決算状況等のダイジェスト版等を作成し、公表するなどしているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―	

	・市場の低金利に加えコロナウイルス感染症の状況により、施設整備計画の遅延や見直しなどにより貸付残高が減少している状況であり、第４期中期計画期間の収支状況へのシミュレーション等を行っているものの、中長期的な展望のもとでの、健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。 ＜令和６年度評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項＞ 引き続き、第５期中期計画期間の収支状況へのシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとで健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれる。			（２）収支状況の改善に向けた取組等　＜補助評定＞B ＜評定に至った理由＞ 財務内容の健全性のため、適切なリスク管理を実施し、また、適正な貸倒引当金の設定を行っている。適切なリスク管理及び適正な貸倒引当金の設定を行っているため。 第５期中期目標期間以降の収支状況について、令和６年度決算をもとに損益シミュレーションを実施し、「助成業務における財政検討会議」において検討し、その結果を全役職員へ周知しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ 引き続き、第５期中期計画期間以降の収支状況におけるシミュレーション等を踏まえ、中長期的な展望のもとで健全な財政運営の維持に向けた取組を行うことが望まれるため。 ＜その他事項＞ ―

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―３	人件費の適正化		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・毎年度検証し、給与水準等を対外的に公表する。	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p93)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p93)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 具体的には、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、人事院の給与勧告を踏まえたうえで、人件費の適正化を図っており、その給与水準等を対外的に公表しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―	

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―４	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
―	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p94～96)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p94～96)	①予算 ＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 また、年度計画予算をもとに状況の変化に対応して計画的に執行しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ②収支計画 ＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 また、収支計画をもとに状況の変化に対応して計画的に執行しているため。	

				＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― ③資金計画 ＜評定に至った理由＞ 　中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できたため。 　また、資金計画をもとに状況の変化に対応して計画的に執行しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―

１－１－４－２　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―５	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	―
―	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p97)	＜評定と根拠＞ 評定：― 別添参照 (p97)	―	

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―１	その他業務運営に関する重要事項 内部統制に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。また、各部署は当該監査において指摘された事項について、改善する。	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p98～99)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p98～99)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 （1）法人のミッションの周知徹底　＜補助評定＞B ＜評定に至った理由＞ 組織にとって重要な情報である理事会等での審議内容を全職員に周知しているため。 また、内部統制等の重要な取組については内部統制委員会にて審議するとともに、その結果を全職員に周知しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ 全職員に対するコンプライアンス意識調査については、今後、実施することを検討されたい。	

				（２）内部監査の充実・強化　＜補助評定＞Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　内部監査については、中期計画及び年度計画に基づいて監査計画を作成し、会計監査（定期監査）や業務監査等必要な監査を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― （３）リスク管理　＜補助評定＞Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　各部署に対してヒアリングを実施し、事業団の目的や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）と対応の把握に努めているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―２	情報セキュリティに関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・毎年度、全職員を対象とした研修を実施する。 ・情報セキュリティ内部監査の実施：情報セキュリティ監査計画を策定し、２年間で全ての部署に対して監査を行う。	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p100)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p100)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 （1）情報セキュリティ研修　＜補助評定＞B ＜評定に至った理由＞ 全職員を対象とした研修を行うとともに、階層ごとにそれぞれの職務内容や役割に即した自己点検及び評価を実施しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ― （2）情報セキュリティ監査　＜補助評定＞B	

				＜評定に至った理由＞ 　情報セキュリティ監査計画の策定及び計画に沿った情報セキュリティ内部監査を実施しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―３	事業に関する情報開示		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ										
評価対象となる指標			達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
積極的な情報開示	計画値		100 件以上	－	100 件以上	100 件以上	100 件以上			
	実績値		－	108 件	119 件	117 件	118 件			
	達成度		－	－	119.0%	117.0%	118.0%			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・事業に関する各種情報の開示件数：100 件以上 ・公表が義務付けられている情報のホームページでの公表が速やかに行われたか。	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p101～102)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p101～102)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 （1）ホームページ等を活用した情報開示　＜補助評定＞B ＜評定に至った理由＞ 事業に関する情報について、ホームページ等を活用し、必要な情報開示を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―	

				（２）公表すべき資料のホームページへの掲載　＜補助評定＞Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　公表すべき資料は、遅滞なくホームページに掲載しているため。 　また、公表が義務付けられていない役職員の報酬・給与等について自主的に公表しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―４	施設・設備に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・中期計画等で定める計画に沿って改修が進められたか。 （計画に基づき、改修を行わない年度については評定を付さない。）	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p103)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p103)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 全館 LED 照明工事のための契約を締結し、工事を実施しているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―	

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―５	人事に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・毎年度、役職等に応じた研修を実施する。 ・毎年度、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。【再掲】 ＜第４期中期評価：項目別評定で指摘した課題、改善事項＞ ・既存の研修に加え、外部専門家による研修や、例えば、事業再生に係る専門	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p104～105)	＜評定と根拠＞ 評定：B 別添参照 (p104～105)	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 役職等に応じた研修を実施するとともに、職員の資質・能力向上を図るための外部組織等との交流も含めた研修の機会について検討を行っているため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策など＞ ― ＜その他事項＞ ―	

	性の高い外部組織へ職員を派遣することなど、さらなる事業団職員の業務に対する知識経験の蓄積が見込まれる研修を実施することが望まれる。			

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―６	研修等助成に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	―
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・中期計画等で定める計画に沿って助成されたか。 （計画に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法第23条第５項に定める残余が生じない場合は評定を付さない。）	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p106)	＜評定と根拠＞ 評定：― 別添参照 (p106)	―	

１－１－４－２　日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―７	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、困難度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	―

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	―	―	―	―	―	―	―	―	―

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	―
―	＜主要な業務実績＞ 別添参照 (p106)	＜評定と根拠＞ 評定：― 別添参照 (p106)	―	

（別添）中期目標、中期計画、年度計画

項目別調書No.	中期目標	中期計画	年度計画
1―1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 補助事業	３．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３．１　補助事業 （1）各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。 （２） 文部科学省の政策に沿って、配分方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化等、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。 （３） 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、補助金の適正な使用を徹底するため、補助金制度の周知や調査及び指導の一層の充実等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。	１．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　補助事業 （1） 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。 （２） 補助金の適切な配分を行うため、文部科学省の政策に沿って、文部科学省と協議を行い、配分の方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化等、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。 （３） 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するために、補助金制度の周知、申請書類の調査、申請事務等に係る指導・助言、申請書類の見直し等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。特に補助金制度の周知については、各私立大学等が学内の研修等により補助金制度の周知を行えるよう、研修教材を工夫・充実する等、内容の充実を図り、教材の配付時に実施するアンケートにおける理解度を毎年度 90%以上とする。	１．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　補助事業 （1） 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。 （２） 補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。 ①物価高騰等を踏まえ理工農系・医歯系の教員単価の改善や、地域需要やアクセスに貢献する地方中小規模大学の学生単価の改善等を通じた重点支援を実施するとともに、交付要件・対象の見直し等、必要な取組を行う。 ②将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う経営改革の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について継続的に支援する。 （３） 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するため、以下の取組を行う。 ①補助金制度を周知するための学内研修用教材を配付するとともに、個別法人の質問対応、補助金制度の周知及び申請ミス防止のため、補助金相談会・説明会を実施する。その際、補助金説明会においては、会計検査院実地検査における指摘等の具体例を説明するなど、申請ミス防止に向けた説明内容の充実を図る。 ②学内研修用教材配付時及び補助金説明会実施時に理解度等のアンケートを実施し、理解度を 90%以上とする。また、アンケート結果を踏まえて教材等の内容の充実を図る。

			③各私立大学等の調査を行い、補助金の適正な執行の確認を行うとともに申請事務等の指導・助言を行う。 ④配分方法の変更点や申請上注意すべき点等について、注意を喚起するために、電子窓口、私学関係団体の研修会及び広報誌などにより各私立大学等に周知する。
１－２ 貸付事業	３．２　貸付事業 （１）私立学校への支援の充実や政策課題の達成に向けて、学校法人のニーズ等に応じた利便性の向上や融資制度の見直し等を行うとともに、資金需要を適切に把握し、必要な貸付財源の確保に努め、より効果的な融資に取り組む。 （２）適正なリスク管理を行うことにより、総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を抑制するとともに、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、自ら改善等を行うよう促す等、保有債権の健全性確保に引き続き努めることとする。	２　貸付事業 （１）学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。 ①学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。 ②学校法人との情報交換を緊密に行うことでニーズを把握・発掘し、必要に応じ融資制度の見直しを行う等により、効果的な融資の一層の促進を図り、融資制度や利便性等に関する満足度調査において、「満足した」の割合を毎年度、融資制度 90%以上、利便性 90%以上とする。 （２）少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれる等、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。 ①与信審査の向上のため、諸データを活用し、与信審査における事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。 ②滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを充実し、早期に経営状況等の変化を把握するとともに必要に応じた対応策を講じる。	２　貸付事業 （１）学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。 ①学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。 ②学校法人との情報交換を緊密に行うことや、直近の変更点を中心に融資制度の周知徹底を図ること等によりニーズを把握・発掘し、必要に応じ融資制度の見直しを行い、融資制度や利便性等に関する満足度調査において、「満足した」の割合を、融資制度 90%以上、利便性 90%以上とする。 （２）少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれる等、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。 ①与信審査の向上のため、諸データを活用し、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。その際、必要に応じて、専門家からの意見聴取や法人への訪問を行う。 ②滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを行い、早期に経営状況等の変化を把握するとともに、法人への訪問やヒアリングなどの対応を行う。

		③返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査等による督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、９月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を毎年度95%以上とする。 　また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促す等、貸付債権の確実な回収を図る。 ④今後の学校法人等の経営上のリスクを考慮しつつ、令和９年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を2.0%以下（うち、危険債権額の割合を1.9%以下）に抑制する。	③返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査等による督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、９月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を95%以上とする。 　また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、私学経営情報センターと連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促す等、貸付債権の確実な回収を図る。 ④長期滞納法人等へ適宜適切な対応を行い、債権の回収及び保全に努め、令和７年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を 2.0%以下（うち、危険債権額の割合を1.9%以下）に抑制する。
１－３ 経営支援・情報提供事業	３．３　経営支援・情報提供事業 （１） 私立学校への支援について、本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。また、学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、大学教育の質の向上や経営の安定化等に向け、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析等のモニタリングの強化を行う等、経営相談等の取組を強化する。	３　経営支援・情報提供事業 （１） 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援を行う。特に、大学等については、大学教育研究の質の向上に資する取組の情報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の強化を図り、提供内容を充実させる。また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図る。 　なお、経営相談のアンケートについては、教育の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を中期目標期間中に 80%以上とする。	３　経営支援・情報提供事業 （１） 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、大学等における教育研究の質の向上に資する取組の情報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の強化を図り、また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図るため、以下の取組を行う。 ①学校法人の経営状態について、経営判断指標や助成業務が有する情報をもとに、モニタリングを強化する。また、モニタリングで得られた情報等を参考に経営困難校を含む経営相談対象法人に対する、経営相談を申し込む誘引となる周知・案内を年５件以上行う。 ②経営支援・情報提供事業をはじめ、助成業務の各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。 ③経営相談、講師派遣、電話等様々な手段を活用して、質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に

			行う。なお、その際には、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて「専門家人材バンク」を効果的に活用する。また、登録する人材の多様化を図る。 ④経営相談の内容や質を向上させるためアンケートを実施する。その際、教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を確認し、経営相談の充実を図る。 ⑤文部科学省と連携して経営困難な学校法人に対して、経営相談を実施する。特に、経営指導強化指標に該当し、適切な経営改善が必要とされた学校法人に対して、経営改善計画作成等の経営相談を積極的に実施する。経営相談にあたっては、学校法人経営相談チームの委員を効果的に活用する。 ⑥教育改革に向けた支援として事例の紹介、FD・SD支援を実施する。 ⑦DX等の活用を通じて客観的な経営診断を踏まえた「アウトリーチ型支援」を充実し、各法人の主体的な判断を促すため、システムの内容について、さらなる充実を図る。
	（２） 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、財務情報に限らず、非財務情報も含めた私立学校の好事例等、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報を積極的に私立学校に提供するとともに、経営相談等にも活用する。	（２） 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、好事例や特色ある取組等、私立学校に関する各種情報をホームページ等に掲載する。また、経営相談やセミナー、研修会等において学校法人への情報提供を積極的に行う。提供する情報については、私立学校のニーズを踏まえ、必要に応じて項目の追加・見直し等の改善を図る。また、私立学校における教育及び経営に関する好事例・特色ある取組の情報の収集及び提供を引き続き実施する。	（２） 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、それを踏まえ必要に応じ項目の追加・見直し等を反映した各種情報を提供するため以下の取組を行う。また、その情報を経営相談等においても活用する。 ①私立学校の教育及び経営に関する情報を収集する。特に教学改革等の事例については「大学ポートレート(私学版)」から情報を収集する。 ②「私学情報提供システム」の利用方法やデータ分析などの活用に関する案内を広報誌等で行い、利用促進を図る。

			③大学等のリーダーを対象に、経営面・教学面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図ることを目的としたリーダーズセミナーを実施する。 ④学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを実施する。 ⑤学校法人の経営改善に資するため、必要に応じて以下の刊行物等の項目の見直し等を行い、情報提供を行う。 ・今日の私学財政 ・私立大学・短期大学等入学志願動向 ・私立高等学校入学志願動向 ・学校法人の経営改善等のためのハンドブック ⑥私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報の収集・提供を実施する。 ⑦学校法人が自らの経営状態を早期認識し、課題改善を行うため、自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法をホームページ等に掲載するとともに、経営相談やセミナー、研修会等において説明する。
１－４ 寄付金事業	３．４　寄付金事業 （１） 学校法人等の多元的な財政基盤を確立するため、学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実を図るとともに、広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知等の支援を行う。	４　寄付金事業 （１） 学校法人等の多元的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。 ①学校法人等の寄付金募集活動に資するため、学校法人等の行う研修会等において寄付金募集活動の実態や寄付金制度等の周知活動を年間 26 件以上行う。 ②広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知等の支援を行うため、経済団体等への情報提供を年間 24 件以上行う。	４　寄付金事業 （１） 学校法人等の多元的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。 ①寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組を年間 26 件以上行う。 ②社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するため、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等や寄付金ポータルサイト（学校法人等の寄付金募集情報を集約した web サイト）の周知を目的として、経済団体等への情報提供等を年間 24 件以上行う。

	（２）「若手・女性研究者奨励金事業」については、奨励金を交付した研究者の研究内容の見える化等の手法を通じ、奨励金の社会的意義について更なる周知を図り、寄付金確保に努めることとする。	（２）「若手・女性研究者奨励金事業」については、募金趣意書の作成や企業訪問等により広く社会に対して制度の更なる周知を図るなど、奨励金の交付財源となる寄付金を確保するための取組を充実することにより、「若手・女性研究者奨励金事業」に係る第５期中期目標期間中の寄付金の受入れ金額を１億 500 万円以上とする。また、当該奨励金の社会的意義について、更なる周知等を行う。	（２）「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金（募金目標額 2,100 万円）を確保するため、奨励金の社会的意義について更なる周知を図り、広く社会一般からの理解を得ることを目的として以下の取組を行う。 ①「若手・女性研究者奨励金事業」に対して寄付金による支援を求めるため、企業等への周知活動、及び制度周知のための企業等向けの募金趣意書や事業紹介リーフレットの作成を行うとともに、ホームページの充実を図り、また、閲覧機会を多く得られる外部の寄附紹介サイトへの掲載など、広く社会一般に向けた奨励金の周知について、年間 20 件以上行う。 ②「若手・女性研究者奨励金事業」に対する寄付者からの寄付金による恒常的な支援を受けることを目的として、寄付者や本奨励金の選考委員会等からの意見を踏まえ、適切な見直しを行う。
１－５ 学術研究振興基金・資金事業	３．５ 学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における学術研究の充実を図るため、基金の運用等により財源を確保し、安定的な支援を行う。	５ 学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、学術研究に直接必要な経費を対象として、学術研究振興資金を年間 80 百万円以上交付するとともに、必要な財源を確保することを目的として、長期にわたって安定的な資金交付ができるよう学術研究振興基金の効率的な運用に取り組む。	５ 学術研究振興基金・資金事業 私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、以下の取組を行う。 ①学術研究振興資金を 80 百万円以上交付する。 ②長期にわたり安定的に資金交付を行うことを目的として、長期的視点に基づき学術研究振興基金運用検討委員会において検討を行い、「学術研究振興基金」の効率的な運用に取り組む。
１－６ 減免資金交付事業	３．６ 減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。	６ 減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。	６ 減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。

２－１ 業務運営の効率化に関する事項 効率的な業務運営体制の確立	４．業務運営の効率化に関する事項 ４．１　効率的な業務運営体制の確立 （１）「３．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、例えば経営支援・情報提供事業及び貸付事業の連携を一層推進するなど、事業横断的な組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、事業団としての企画立案機能を強化する。 （２）「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	２．業務運営の効率化に関する事項 １　効率的な業務運営体制の確立 （１）「１．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、例えば経営支援・情報提供事業及び貸付事業の連携を一層推進するなど、事業横断的な組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、事業団としての企画立案機能を強化する。 （２）「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの利便性向上に努める。	２．業務運営の効率化に関する事項 １　効率的な業務運営体制の確立 （１）私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、企画立案機能の強化を含め、事業横断的な組織の検討や、人員配置の見直しを適切に行う。 （２）「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、整備した体制（ＰＭＯの設置等）を通じて、情報システムの利用者に対する利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に取り組むとともに、令和６年度に顕在化した情報システムの老朽化対策の検討も含め、引き続き情報システムの適切な整備及び管理を行う。
２－２ 経費等の見直し・効率化	４．２　経費等の見直し・効率化 （１）事業団の助成業務の運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進める。 （２）契約の適正化 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を行う。併せて、契約	２　経費等の見直し・効率化 （１）助成業務の安定的な運営のため、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進めることにより、一般管理費の金額を年間 171 百万円以下、自己収入額を年間８百万円以上とする。 （２）契約の適正化 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、改善に向けた原因の分析又は改善に向けた取組を行う。併せ	２　経費等の見直し・効率化 （１）経費等の見直し・効率化を図るため、以下の取組を行う。 ①予算の執行状況を定期的に精査し、効率的な執行に努める。 ②経費の見直し、効率化を進めることにより一般管理費については 171 百万円以下とする。 ③刊行物の販売収入等自己収入を８百万円以上確保する。 （２）契約の適正化 契約の適正化について、以下の取組を行う。 ①真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。

	の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。	て、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。	②一者応札が発生した場合、原因を分析し、必要に応じて仕様書の内容を見直す等、改善に向けた取組を行う。 ③契約状況について、毎月、監事による監査を受けるとともに、その契約状況について、ホームページに公表する。
３－１ 財務内容の改善に関する事項 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	５．財務内容の改善に関する事項 ５．１　収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 （１）事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。 （２）事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。	３．財務内容の改善に関する事項 １　収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 （１）事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。 （２）事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。	３．財務内容の改善に関する事項 １　収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 （１）収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。 （２）事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。
３－２ 財務内容の管理の適正化	５．２　財務内容の管理の適正化 事業毎に厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性の確認を行うことや、事業団の財務シミュレーションを定期的に実施する等、財務状況等の健全性・透明性を確保する。	２　財務内容の管理の適正化 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、貸付規模を確保するための取組や債権の健全性の確認を行うことや、財務シミュレーションを定期的に実施する等、財務状況等の健全性・透明性を確保する。	２　財務内容の管理の適正化 （１）事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を経費配分や業務運営の効率化に反映させる。決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、令和６事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移を作成し公表する。 （２）財務状態の健全性を確保するため、債権の適切な回収を図ることなどにより収支状況の改善に努める。特に、信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行う。また、令和６年度決算をもとに財務シミュレーションを実施する。
３－３ 人件費の適正化	５．３　人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。	３　人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。	３　人件費の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

３－４ 予算、収支計画及び資金計画	―	４　予算、収支計画及び資金計画 ①予算 　別紙１のとおり ②収支計画 　別紙２のとおり ③資金計画 　別紙３のとおり	４　予算、収支計画及び資金計画 ①予算 　別紙１のとおり ②収支計画 　別紙２のとおり ③資金計画 　別紙３のとおり
３－５ 短期借入金の限度額	―	５　短期借入金の限度額 短期借入予定なし	５　短期借入金の限度額 短期借入予定なし
４－１ その他業務運営に関する重要事項 内部統制に関する事項	６．その他業務運営に関する重要事項 ６．１　内部統制に関する事項 　法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。	４．その他業務運営に関する重要事項 １　内部統制に関する事項 　法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項（内部監査に関する事項等）を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。	４．その他業務運営に関する重要事項 １　内部統制に関する事項 　理事長のリーダーシップの下、法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすため、以下の取組を行うとともに、引き続き内部統制の充実・強化を図る。 （１）法人のミッションの周知徹底 　中期目標・中期計画を踏まえた事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議等における審議内容及び内部統制の意義・効果について、全職員に対して周知徹底を図る。 （２）内部監査の充実・強化 　内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。実施にあたっては、重点項目を定めて業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言等を行い、助言を行った事項については、その措置状況を検証する。 （３）リスク管理 　業務の円滑な運営及び損失の最小化を図るため、各部署へのヒアリングを実施し、リスク因子の把握や発生原因の分析を行う。その結果をもとに、リスク管理委員会においてリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまと

			め、対応策の推進状況の点検について検討・審議し、リスクの顕在化防止及び危機対応等を、他の内部統制の取組と併せて実施する。
４－２ 情報セキュリティに関する事項	６．２　情報セキュリティに関する事項 引き続き、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って策定した情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。	２　情報セキュリティに関する事項 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って見直した情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。 （1） 毎年度、全職員を対象とした研修を実施する。 （2） 情報セキュリティ内部監査を実施する。情報セキュリティ監査計画を策定し、２年間で全ての部署に対して監査を行う。	２　情報セキュリティに関する事項 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って見直した情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。 （1）全職員を対象とした研修を実施する。 （2） 情報セキュリティ監査計画を策定し、その計画に沿って、情報セキュリティ内部監査を実施する。
４－３ 事業に関する情報開示	６．３　事業に関する情報開示 （1） 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。 （2） 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。	３　事業に関する情報開示 （1） 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、事業に関する各種情報の開示件数を毎年度 100 件以上とする。 （2） 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。	３　事業に関する情報開示 （1） 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、開示件数を 100 件以上とする。 （2） 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

<table>
<tr>
<td>４－４
施設・設備に関する事項</td>
<td>６．４　施設・設備に関する事項
事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。</td>
<td>４　施設・設備に関する事項
事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。
令和5年度～令和9年度施設・整備計画
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>施設・整備の内容</th><th>金　額</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>事務所改修工事</td><td>25</td><td>－</td></tr>
</table></td>
<td>４　施設・設備に関する事項
事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。
令和７年度施設・整備計画
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>施設・整備の内容</th><th>金　額</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>事務所改修工事</td><td>10</td><td>―</td></tr>
</table></td>
</tr>
<tr>
<td>４－５
人事に関する事項</td>
<td>６．５　人事に関する事項
人材確保・育成方針を踏まえ、必要な人材の確保及び研修の実施により職員の専門知識の向上等を図る。また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、外部組織との交流も含めた研修の機会を職員に提供すること等により、その資質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できるような環境整備の検討を行う。</td>
<td>５　人事に関する事項
人材確保・育成方針を踏まえ、必要な人材の確保及び研修の実施により職員の専門知識の向上等を図る。また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、外部組織等との交流も含めた研修の機会を職員に提供すること等により、その資質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できるような環境整備の検討を行う。</td>
<td>５　人事に関する事項
人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により職員の業務に必要な専門知識の向上等を図る。
また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、職員の資質・能力向上を図るため、外部組織等との交流も含めた研修の機会の提供等について引き続き検討を行う。</td>
</tr>
<tr>
<td>４－６
研修等助成に関する事項</td>
<td>６．６　研修等助成に関する事項
私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。</td>
<td>６　研修等助成に関する事項
私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。
令和5年度～令和9年度研修等助成に関する計画
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>助成金交付額</th><th>厚生年金勘定への繰入額</th><th>計</th></tr>
<tr><td>24</td><td>16</td><td>40</td></tr>
</table></td>
<td>６　研修等助成に関する事項
前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行う。</td>
</tr>
<tr>
<td>４－７
中期目標期間を超える債務負担</td>
<td>―</td>
<td>７　中期目標期間を超える債務負担
なし</td>
<td>７　中期目標期間を超える債務負担
なし</td>
</tr>
</table>

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
１－１　補助事業 （１）私立大学等経常費補助金取扱要領及び配分基準の改正等による適正な配分 ・令和７年11月６日改正（取扱要領・配分基準） ・令和８年　３月４日改正（取扱要領・配分基準） （２）補助金の適切な配分を行うための取組 ①令和７年度の配分方法見直し ○理工農系・医歯系の教員単価 物価高騰等を踏まえ、理工農系の教員単価を9.7%、医歯系の教員単価を3.5%増額した。 ○地方中小規模大学の学生単価等 地域需要やアクセスに貢献する大学等を重点的に支援するため、学生経費の地方単価の見直しを行い、次の各取組の状況により学生経費にかかる第二次調整後額を０～35%程度の範囲で増額した。 ・地方企業等へ就職した者の割合 ・地方に所在する自治体又は企業等との受託研究、共同研究の実施件数 ・地方に所在する自治体又は企業等との人材育成にかかる協定の締結 ・地方に所在する自治体又は企業等からの要望等による学部・学科の開設、プログラムの開講 ・地方に所在する自治体又は企業等からの人材育成にかかる財政支援 ②経営改革の実現を図り、その知見等の普及・展開を図る取組の支援 ○少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組を継続的に支援する事業を、令和６年度の選定校の継続支援とともに、令和７年度において新たな支援対象校を選定し、いずれも原則令和10年度まで継続的に支援することとした。 ・（メニュー１）教育研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化を図ること等により、未来を支える人材育成機能強化に向けた経営改革を行う、大学、短期大学、高等専門学校を支援 ・（メニュー２）複数の大学等が強固な連携関係を構築することで、経営の効率化や開設科目の相互補完等を通じた経営改革の取組を支援 ③その他の取組 ○定員管理の変更 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）（令和４年３月 18 日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）」で示された方向性に対応するため、不交付措置の対象となる収容定員超過率を以下のとおり段階的に厳格化した（一般補助）。	１－１　補助事業　〈評定〉B （１）補助金の適正な配分　〈評定〉B 〈評定の根拠〉 交付要綱の改正、配分方法の見直し等により、取扱要領及び配分基準を改正し、適正な配分を行った。 （２）補助金の適切な配分を行うための取組 〈評定〉B 〈評定の根拠〉 物価高騰や地方中小規模大学の重点的支援等を踏まえた配分方法、補助要件・対象の見直し等を行った。 〈評定の根拠〉 将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う経営改革の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組を継続的に支援する事業を引き続き実施した。

【改正前】

定員規模 （収容定員）	8,000 人以上	4,000 人以上 8,000 人未満	4,000 人未満
令和４年度	1.40 倍以上	1.50 倍以上	

【改正後】

定員規模 （収容定員）	8,000 人以上	4,000 人以上 8,000 人未満	4,000 人未満
令和５年度	1.30 倍以上	1.40 倍以上	1.50 倍以上
令和６年度	1.20 倍以上	1.30 倍以上	1.40 倍以上
令和７年度	1.10 倍以上	1.20 倍以上	1.30 倍以上

○災害からの復興支援

「令和７年８月の前線による豪雨等」「令和７年８月５日から９月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」により被災し、私立学校施設の災害復旧補助の対象となる私立大学等を設置する学校法人に対し、増額措置の支援を行った。

また、同災害により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う私立大学等を設置する学校法人に対し、その事業費の一部について増額措置の支援を行った（特別補助）。

（３）補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するための取組

①研修用教材の配付、補助金相談会・説明会の実施及び説明内容の充実

○研修用教材の配付

補助金制度へのさらなる理解の促進のため、学内研修用教材（音声解説付き）を作成し、令和７年６月 19 日に電子窓口により配付した。配付の際は、各法人の補助金事務担当者宛てにメールで通知した。

学内研修用教材は、補助金事務を初めて経験する入門者を想定して、経常費補助金の制度や仕組み等基礎的な内容をまとめたもので、いつでも、誰でも何人でも、何度でも視聴できる利点があり、学内研修等での活用も期待できるものである。

・「補助金制度の概要について」、「各種調査票（申請書類）と補助金申請事務の流れについて」及び「各種調査票（申請書類）と補助金計算の関係について」の３種類の資料を作成した。

○補助金相談会・説明会の実施及び説明内容の充実

学校法人との対面形式での個別相談及び補助金制度について説明する「令和７年度私立大学等経常費補助金相談会・説明会」を開催した。

令和６年度の会場（札幌、東京、大阪、福岡）に１会場（仙台）を加え、計５会場での開催とした。

開催年月日	会場	説明会 参加法人数	相談会 参加法人数
令和７年７月 10 日	福 岡	59	5
令和７年７月 15～17 日	大 阪	155	17
令和７年７月 24～25 日	東 京	229	7
令和７年８月７日	札 幌	22	3
令和７年８月 22 日	仙 台	26	3

相談会では、事前申し込みのあった学校法人からの個別案件に応対し、説明会では、私立大学等経常費補助金に係る配分方法の変更点や会計検査院による近年の検査等の状況、申請にあたっての留意点を説明した。

（３）補助金申請段階のミスの防止を図る取組等
〈評定〉 B

〈評定の根拠〉

「学内研修用教材（音声解説付き）」を作成し、学校法人へ配付するとともに、補助金説明会においては、申請ミス防止に向けた説明を行った。

また、個別相談及び補助金制度についての説明を併せて実施する「補助金相談会・説明会」を実施した。

・会計検査院による検査等の状況の説明は、実際に指摘のあった事項について、具体的事例ごとの詳しい説明や申請誤りの要因と対策の説明をするなど、申請ミスを防止するものとした。
・申請にあたっての留意点の説明では、事業団の実地調査で実際にあった申請ミスの事例を解説することにより、同種の事態を引き起こさないよう、再発防止を促した。

②学内研修用教材及び補助金説明会の理解度

学内研修用教材の資料掲載時（令和７年６月 19 日）及び説明会資料掲載時（令和７年６月 30 日）に理解度を把握するためのアンケートを依頼し、理解度は 99.3%となった。

なお、より多くの意見を参考にするため、締切り前にリマインドメールを送信し、多くのアンケートを回収するよう努めたことから、回収率の向上にもつながった。

また、過去のアンケートにおける学校法人からの要望を踏まえ、令和７年度の説明会では、資料配付後に一週間ほど期間を設けて質問を受け付け、説明会当日に解説する方式を採用した。

〈評定の根拠〉

理解度は 99.3%となり、指標である「補助金説明会等において行うアンケートの理解度 90%以上」を達成できた。

また、アンケート結果を踏まえた取組を実施した。

③補助金交付法人への実地調査

補助金の適正な申請を確認するため、事業団による実地調査及び会計検査院検査が過去５年間未実施である大学等や私立大学等改革総合支援事業の選定校など 47 法人 55 校に対して、実地調査を行った。調査時には申請内容と証ひょう書類等との照合と併せて、補助金申請に係る根拠となる資料の整理・保管方法等について助言を行い、補助金の適正な申請について注意を促した。

〇調査法人数

・北海道地区	北海道	2	法人	2	校
・関東地区	埼玉県	4	法人	4	校
	千葉県	4	法人	5	校
	東京都	12	法人	14	校
	神奈川県	6	法人	8	校
・甲信越地区	新潟県	3	法人	3	校
・東海地区	愛知県	2	法人	3	校
	三重県	1	法人	1	校
・近畿地区	大阪府	3	法人	3	校
	奈良県	3	法人	3	校
・中国地区	広島県	1	法人	1	校
	山口県	2	法人	2	校
・九州地区	福岡県	1	法人	2	校
	熊本県	3	法人	4	校
計		47	法人	55	校

〈評定の根拠〉

補助金の適正な執行を確認するため実地調査を行い、申請事務等の指導・助言を行った。

④配分方法の変更点、申請上の注意点等の注意喚起及び周知

〇調査票における周知

各種調査票を電子窓口に掲載する際、質問が多く寄せられた事項について、Ｑ＆Ａを添付し周知した。

・電子窓口掲載状況

令和７年４月 24 日　一般補助調査票(学生数等)
令和７年５月　９日　一般補助調査票(未完成・募集停止例外措置)
令和７年５月 23 日　一般補助調査票(収入支出等)
令和７年５月 26 日　一般補助調査票(成長分野等への組織転換促進のための支援等)
令和７年５月 27 日　少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援

〈評定の根拠〉

配分方法の変更点や申請上の注意すべき点等について注意喚起をするため、電子窓口への掲載、私学団体等の研修会、広報誌「月報私学」等を通じて周知した。

令和７年６月 27 日　改革総合支援事業調査票 令和７年６月 30 日　特別補助調査票(人数系・取組系) 令和７年７月　２日　一般補助調査票(教育の質に係る客観的指標) 令和７年７月　４日　一般補助調査票(役員報酬等) 令和７年７月 29 日　一般補助調査票(地方中小規模校学生単価等) 令和７年８月　５日　一般補助調査票(追試験等) 令和７年８月 22 日　一般補助調査票(経営状況) 令和７年８月 26 日　一般補助調査票(情報の公表) 令和７年８月 29 日　特別補助調査票(人数系・取組系・経費系) 令和７年９月 19 日　特別補助調査票(経費系) 令和７年 10 月３日　一般補助調査票(教員経費等) 令和７年 10 月 17 日　一般補助調査票(理工農系学部等単価) 令和７年 10 月 31 日　特別補助調査票(取組系・経費系) 令和７年 11 月　７日　一般補助調査票(研究旅費等) 令和７年 11 月 28 日　特別補助調査票(経費系) 令和８年１月　６日　特別補助調査票(令和７年８月の前線による豪雨等) ○事務担当者資料による周知 学校法人の事務担当者が申請内容を見直すための参考資料「事務担当者資料」を電子窓口に掲載した(令和７年４月 10 日)。 ○取扱要領・配分基準の公開 令和７年度の私立大学等経常費補助金取扱要領及び私立大学等経常費補助金配分基準をホームページに公開した（令和８年３月 11 日)。 ・取扱要領・配分基準（令和７年度）　(https://www.shigaku.go.jp/files/s_hojo_r07y.pdf) ・配分基準別記８（特別補助）(令和７年度)　(https://www.shigaku.go.jp/files/s_tokuho_r07y.pdf) ○電子窓口による周知 会計検査院より不当と指摘される事案が発生していることから、適正な補助金事務の周知徹底の依頼及び具体的な不当事項を例示した文書を電子窓口に掲載するとともに、不当事項を指摘された法人に対しては郵送でも通知し、注意を喚起した（令和８年３月 13 日）。 ○私学関係団体の研修会等への職員派遣等による補助金制度の周知 ・日本私立大学協会「令和７年度第２回大学経理財務研究委員会」(令和７年７月 18 日) ・関東私立短期大学協会「令和７年度関東私立短期大学協会事務局長等研修会」(令和７年９月８日) ・日本私立医科大学協会「私立医科大学経営に関する懇談会」(令和８年２月 26 日) ○広報誌「月報私学」による配分方法等の周知 ・令和６年度最終交付状況と配分方法の主な変更点（令和７年４月号) ・令和７年度配分方法の主な変更点等について（令和７年 10 月号) ・令和７年度第一次交付（令和７年 12 月号) ・会計検査院の実地検査結果（令和７年 12 月号)	

業務実績	自己評価
１－２　貸付事業	１－２ 貸付事業　〈評定〉B
（１）学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するための取組 ○資金交付実績 一般施設費 365 億円、教育環境整備費 17 億円、特別施設費 188 億円、合計 570 億円。 このうち、高度化推進事業（利子助成制度）として校舎等の耐震改築事業に 232 億円、耐震改修事業に３億円、指定避難所施設等に 23 億円、病院の改築事業に 187 億円、計 445 億円の融資を実行した。	（１）学校法人等の資金需要等を踏まえた適正かつ有効な貸付　〈評定〉B
①借入ニーズの適切な把握、貸付財源の確保 ○令和８年度借入希望アンケート調査の実施 令和８年度以降の施設設備計画及び令和８年度の事業団資金の借入需要額を把握するため実施した。また、調査依頼と併せ、事業団融資の各種案内文書を送付した。 対象法人数：大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校・幼稚園・特別支援学校・専修学校法人（4,386 法人） 実施期間：送　　付/令和８年２月　９日 提出期限/令和８年３月 11 日 回答法人数：1,854 法人 上記のうち事業団からの借入希望：90 法人 ○「大学・高専機能強化支援事業」選定校に対する融資案内 成長分野への学部再編等を支援するための「大学・高専機能強化支援事業」に選定された学校法人を対象として、事業団の融資における優遇措置の案内を送付した。 対象法人数：大学法人（26 法人） 掲　載　日：令和７年８月 20 日 ○学校法人への訪問 借入ニーズの把握等を目的として、施設・設備整備計画のある学校法人を中心に訪問した。 訪問数：150 件（146 法人） （単位：件） ４月：6　５月：21　６月：22　７月：21　８月：6　９月：7 10 月：15　11 月：26　12 月：10　１月：5　２月：6　３月：5 ○融資相談会 令和７年度に借入れの希望がある学校法人等を対象とした融資相談会を、全国５会場において実施した。 開催年月日／会場／参加法人数 令和７年５月 28 日～29 日／大阪／6 令和７年６月４日～５日／名古屋／7	〈評定の根拠〉 借入ニーズに的確に応えるための施策（借入希望アンケート調査、学校法人への訪問、融資相談会等）を実施するとともに、貸付財源の安定的確保に努めた。

令和７年６月 12 日～13 日	仙台	2
令和７年６月 12 日～13 日	福岡	4
令和７年６月 18 日～19 日	北海道	3
計		22

○府県庁訪問

事業団融資制度の案内及び借入希望法人や貸付先法人の現況把握等のため訪問した。

訪問数：12 道府県

（北海道、宮城、茨城、千葉、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口、福岡、宮崎、鹿児島）

○貸付財源の確保

資金交付額　570 億円

長期借入金（財政融資資金）　294 億円

②ニーズの把握・発掘、融資制度の見直し

○融資制度の周知

直近の融資制度の変更点等について、事業団ホームページへの掲載に加え、令和７年度私学リーダーズセミナー、私学スタッフセミナーにおいて「私学事業団融資のご案内」を配付するなど、学校法人への周知を行った。

○利子助成制度の継続（令和８年度概算要求事項）

私立学校の耐震化事業等を引き続き支援するため、利子助成制度を継続するよう文部科学省へ要望し、認められた。併せて、私立学校が防災拠点として貢献できるよう、指定避難所施設等の機能強化整備事業への利子助成制度も継続するよう文部科学省へ要望し、認められた。

○災害復旧融資の継続（令和８年度概算要求事項）

東日本大震災、平成 28 年熊本地震、令和６年能登半島地震により被災した私立学校を引き続き支援するため、現行の災害復旧融資を継続するよう文部科学省へ要望し、令和９年３月 31 日まで延長が認められた。

○幼稚園・認定こども園に対する優遇措置の継続（令和８年度概算要求事項）

待機児童問題を解消し、安心して子供を預けられる環境整備を後押しするための支援方策として、幼稚園・認定こども園を対象とする融資について、融資率を「80%以内又は 75%以内」から「95%以内」へ、資産査定額を「純資産の 30%以内」から「純資産の 40%以内」へ、それぞれ優遇する措置を継続するよう文部科学省へ要望し、令和９年３月 31 日まで延長が認められた。

○令和７年度融資利用に関するアンケート調査の実施

令和７年度貸付法人に対して、「融資制度」「融資の利便性」等について満足度調査を実施した。

対象法人数：50 法人

実 施 期 間：送　　付/令和７年 12 月～令和８年３月

提出期限/令和８年４月 30 日

「満足した」の割合：融資制度 97.6%、利便性 92.9%

〈評定の根拠〉

ニーズの高い利子助成制度等の継続に努めた。満足度調査において「満足した」の割合は融資制度 97.6%、利便性 92.9%となった。

（２）貸付事業の安定的な運営を図るための取組 ①与信審査における事業の適切性等の検証 信用格付（学校法人の特性等を踏まえ、事業団が作成した債務者区分をいう。）に基づき、学校法人等に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょう等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検証を行った。その際、必要に応じて司法書士及び不動産鑑定士に照会した。 貸付審査件数：63件 ②貸付先法人の信用格付等によるモニタリング ○信用格付けに基づくモニタリングの実施 新規滞納法人の発生を抑制するため、令和６年度末の貸付残高のある法人 945 法人について、債務者区分に基づく信用格付作業を実施した。また、信用格付のデータを更新し、推移を確認した。 ○事業実施状況調査 モニタリングの一環として、令和元年度～６年度貸付法人のうち、33 法人に対して事業実施状況調査を実施するとともに、当該調査を通じて経営状況等を把握した。 ○府県庁訪問【再掲】 事業団融資制度の案内及び借入希望法人や貸付先法人の現況把握等のため訪問した。 訪問数：12 道府県（北海道、宮城、茨城、千葉、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口、福岡、宮崎、鹿児島） ○経営状況が悪化している法人に対する現地調査 信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人について、法人概況表や私学情報提供システムで出力した資料により、学生数等の推移や財務状況のモニタリングを行い、改善が必要とされる８法人を抽出し、６法人は現地での訪問調査を行い、２法人には書面での調査を実施した。 現地訪問にあたっては、事前に個別法人ごとの問題点を洗い出し、聴取すべき内容を検討したうえで、理事長等法人経営者へのヒアリングに臨み、経営状況を把握した。調査後は、報告書の内容に基づき、将来的な償還の見込み等を判断するとともに、今後の対応について検討を行った。 ③新規滞納法人への取組等による貸付債権の確実な回収 ○約定返済についての一般的な注意喚起 ・令和７年度（９月及び令和８年３月）の返済に向け「貸付金にかかるご返済について」をホームページに掲載した（令和７年８月１日）。 ・広報誌「月報私学」令和７年８月号、９月号、令和８年２月号、３月号に「助成業務の貸付金にかかる返済のご案内」を掲載し、返済の失念がないよう注意を喚起した。 ○新規滞納法人への取組 令和７年９月において新たに元金の滞納が発生した７法人については、初期の電話督促に努めた結果、令和７年 10 月までに滞納を解消した。 なお、滞納の発生を未然に防ぐとともに、学校法人の利便性を考慮し、令和７年３月返済分より口座振替を開始している。 ・令和７年８月 29 日 925 法人に払込通知書等を発送 ・口座振替法人 481 法人には「口座振替のご案内」を送付 ・令和７年９月 16 日現在　未収法人７法人 ・令和７年９月 17 日～10 月１日　電話督促７法人回収 ・元金滞納の回収割合：100.0％	（２）貸付事業の安定的な運営を図るための取組 〈評定〉Ａ 〈評定の根拠〉 信用格付によりリスクを把握し、与信審査の向上に努めた。 〈評定の根拠〉 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングすることにより、経営状況の早期把握や、返済が遅れている法人に対し、迅速な督促を行い、延滞債権の発生の抑制に努めた。 〈評定の根拠〉 広報にて、返済について広く注意喚起を実施するとともに､新規滞納法人への電話督促を行うことにより、9 月返済分の回収を完了した（年度内回収割合実績値：100.0％） また、不良債権化の可能性がある法人に対し、私学経営情報センターと連携して経営改善を促し、貸付債権の回収に努めた。

○私学経営情報センターとの連携 近い将来不良債権化する可能性のある５法人について、私学経営情報センターとプロジェクトチームを編成した。 このうち１法人は現地訪問、３法人は来団、１法人はオンラインによる面談を実施し、令和６年度決算書及び令和７年度在籍学生等数に関する資料等の提出と、今後の見通しについての説明を受けた。 これらの法人については、引き続き私学経営情報センターとの連携体制のもと、財務分析や面談により、経営状況を把握したうえで、経営改善に向けた助言を実施した。 ④長期滞納法人等への取組によるリスク管理債権及び危険債権額の抑制 ○滞納法人等への督促 長期滞納（６か月以上元利金を滞納）している 17 法人に対し、文書、電話等による督促を行った。 ・２法人について、延滞金をすべて回収した。 ・３法人を訪問し、法人の状況及び返済意欲の確認を行った。また、県の主管課訪問により、当該法人の現況把握を行った。 ○弁護士の助力を得た対応 長期滞納法人について、次のとおり顧問弁護士の助力を得て対応した（４法人）。 ・債務免除依頼に対する対応 ・連帯保証人変更手続きへの対応 ・連帯保証人の個人資産に対する仮差押えの解除手続き ・計画返済債権の一括繰り上げ返済への対応 ○リスク管理債権の抑制 滞納法人への督促及び債権管理の強化による債権の保全・回収に取り組んだ結果、令和７年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合は、1.38％（うち危険債権額の割合は 1.34％）となった。	〈評定の根拠〉 長期滞納法人に対しては、文書、電話による督促を行うとともに、適宜直接現地へ赴き法人の現況を把握するなどして、債権回収に努めた。長期滞納法人のうち、法務対応等を行っている法人について、引き続き顧問弁護士の助力を得ながら対応し、債権の適切な保全・回収を行った。また、モニタリングの結果を踏まえ、経営改善が必要な法人への聞き取り調査を実施し、現況把握に努めたことにより、リスク管理を行った。

<table>
<tr><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr><td>１－３ 経営支援・情報提供事業

（１）私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援の取組

①学校法人の経営状態のモニタリングの強化及び経営困難校を含む経営相談対象法人に対する、経営相談を申し込む誘引となる周知・案内
○モニタリングの強化
・経営判断指標によるモニタリングを実施した（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校法人に対し随時実施）。
・大学・短期大学・高等専門学校法人について、令和６年度決算及び令和７年度学生数を踏まえた経営判断指標の速報版を作成した。また、当該速報版において、令和５年度決算より区分が下がった法人一覧を作成した。
・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人について、令和６年度決算及び令和７年度学生数を踏まえた経営判断指標の確定版を作成した。また、集計した結果を大学・短期大学・高等専門学校法人に送付した（令和８年３月 30 日）。

○経営相談の周知・案内
大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校法人を対象として、以下のとおり経営相談について周知・案内を行った。経営悪化が懸念される学校法人に対しては複数回の案内をしたほか、事業団主催セミナーの場で、参加法人に対して経営相談の実施内容等の案内を行った。
・令和７年４月 18 日締切分（令和７年３月 14 日送付）
※全対象法人
・令和７年７月 18 日締切分（令和７年６月 27 日送付）
※令和５年度決算（確定値）に基づき作成した経営判断指標の区分が「Ｃ」及び「Ｄ」区分の法人
・令和７年 10 月 10 日締切分(令和７年９月 25 日送付)
※令和６年度決算（速報値）に基づき作成した経営判断指標の区分が下がった「Ｂ１」以下の大学・短期大学・高等専門学校法人
・令和７年 12 月 26 日締切分（令和７年 12 月 19 日送付）、令和８年１月 16 日締切分(令和８年１月９日送付)、令和８年１月 20 日締切分（令和８年１月 13 日送付)、令和８年１月 22 日締切分（令和８年１月 15 日送付)、令和８年３月 17 日締切分（令和８年３月 11 日送付分)、令和８年３月 27 日締切分（令和８年３月 24 日送付分）
※文部科学省と連携して実施する法人
・事業団主催セミナー時
※私学リーダーズセミナー（令和７年 11 月 25 日、12 月 17 日開催）

②各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みの整備
○助成業務情報共有委員会の開催
助成業務の各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備することを目的として「助成業務情報共有推進検討委員会」を開催している。
・第１回の当該委員会では、助成業務における現状の情報共有環境を確認したうえで、部署横断的に共有する情報の具体的検討を開始した（令和７年７月 31 日）。
・第２回の当該委員会では、部署横断的に共有する情報の取り扱い方法について議論するとともに、３部署について、新たに共有すべき情報の具体的検討を行った（令和７年 10 月３日）。
・第３回の当該委員会では、前回と別の３部署について、新たに共有すべき情報の具体的検討を行った。また、これらの情報を共有する方法やスケジュールを整理・確認した（令和７年 12 月 12 日）。
・第４回の当該委員会では、管理職のみアクセス可能な共有フォルダを設定するにあたり、その運用等について確認・検討した。また、令和８年度</td>
<td>１－３ 経営支援・情報提供事業 〈評定〉 B

（１）教育改革及び経営改善に向けた支援の取組
〈評定〉 B

〈評定の根拠〉
経営相談を申し込む誘引となる周知・案内を令和７年度中に 11 件行った。

〈評定の根拠〉
私立学校への支援のため、助成業務の各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備することを目的とする「助成業務情報共有推進検討委員会」での議論を踏まえ、各部署の管理職がアクセス可能な共有フォルダを設定した。</td></tr>
</table>

以降における、情報共有環境の更なる充実に向けた議論を行った（令和８年３月 17 日）。 ○情報を共有する仕組みの整備 助成業務情報共有推進検討委員会での議論を踏まえ、各部署の管理職がアクセス可能な共有フォルダを設定した（令和８年３月 18 日）。 ③経営支援の各種取組 ○経営相談の実施 大学法人 40 法人、短期大学法人 11 法人、高等学校法人８法人、計 59 法人に対し、対面による経営相談を実施した。 上記のほか、個別課題に対する相談 62 件について、対面により実施した（大学法人 42 件、短期大学法人 13 件、高等学校法人５件、専修学校法人２件）。 ○私学関係団体等の依頼による研修会等講師派遣 私学関係団体等に 21 件、学校法人に７件：計 28 件 ○教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言 電話等による相談件数：会計処理 315 件、規程 32 件、管理運営等その他 180 件：計 527 件 ○教育条件及び経営に関する資料の作成提供 上記相談件数のうち、学校法人等への資料提供件数：136 件 ○私学情報資料室の管理 私学情報資料室（※）の外部利用件数：53 件 ※大学法人・短期大学法人から提供された規程集等を保管しており、私立学校等の役職員が規程改正等を行う際の参考として閲覧に供している。 ○経営強化に向けた連携・統合、円滑な撤退方策 ・合併等（学校法人の合併、学校や学部の譲受もしくは譲渡など）を希望・検討する学校法人に対して、紹介業務を実施した。 ・紹介業務等の参考とするため、合併等を実施した学校法人を訪問し、事例収集を行った（３法人）。 ○人材バンクの活用 労務管理等の特別な課題については、専門的知識を得て対応する必要があることから、人材バンク（※）の専門家を私学経営相談員（弁護士１名、社会保険労務士１名、公認会計士１名、計３名）として委嘱し、学校法人からの相談に対応した（相談件数：23 件）。なお、上記に加え、再生支援に係る有識者１名を委嘱し、人材の多様化を図った（令和８年２月３日）。 ※学校法人からの様々な要望に対応するため、私学経営や教学に関する専門知識を持った専門家を「専門家人材バンク」に登録し、ガバナンス機能の強化や労務組織体制などの経営体制に関する専門知識を有する専門家を「学校法人経営支援人材バンク」に登録している。	〈評定の根拠〉 経営相談、講師派遣、電話等様々な手段を活用し、質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を学校法人の要望に応じて実施した。その際には、私学経営に関する専門知識を持った人材を活用した。
④経営相談の内容や質を向上させるためのアンケートの実施 経営相談を行った法人に対し、「令和７年度 経営相談に関するアンケート」を実施した。なお、教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合は、100％であった。 また、前年度のアンケート結果を検証し、情報を内部で共有することで経営相談の充実を図った。	〈評定の根拠〉 「経営相談に関するアンケート」を実施し、経営相談の充実に努めた。

⑤経営困難な学校法人に対する経営相談の実施 上記③の経営相談のうち、経営困難な学校法人に対する経営相談を以下のとおり実施した。 ○経営困難な学校法人に対する経営相談 大学法人 37 法人、短期大学法人 10 法人、高等学校法人８法人、計 55 法人。 ・上記経営困難な学校法人に対する経営相談のうち、文部科学省との連携分については、同省の学校法人運営調査委員会において経営指導強化指標に該当し、適切な経営改善が必要とされた学校法人について、経営改善計画の作成を支援する経営相談を実施した。 ○学校法人経営相談チームの活用 文部科学省との連携分について、別途、事業団において委嘱している学校法人経営に関する専門的知識を有する学校法人経営相談チームの構成員となる有識者より意見及び助言を受けた（令和７年７月 11 日、25 日、８月８日、15 日、18 日、21 日、９月１日）。	〈評定の根拠〉 経営困難な学校法人には経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と連携して経営相談を実施した。
⑥教育改革に向けた支援としての事例の紹介、FD・SD 支援の実施 ○研修会等講師派遣時に実施 学校法人７法人に対し、当該法人が実施する教職員を対象とした教育改革に向けた研修会において、「私学経営」に関する講座の講師として、７名を派遣した（令和７年９月３日、９月 30 日、10 月３日、10 月 20 日、10 月 30 日、12 月 16 日、令和８年１月 15 日）。	〈評定の根拠〉 教育改革に向けた支援として、学校法人に講師を派遣し、事例の紹介、FD・SD 支援を実施した。
⑦「アウトリーチ型支援」の充実、各法人の主体的判断を促すためのシステム内容の充実 ○「私学経営ダッシュボード」の改修 ・私立大学等が自ら検証・改善等を図れるよう、「私学経営ダッシュボード」（認証で管理される経営者専用サイト）上に、令和６年度決算及び令和７年度学生数を踏まえた速報版を掲載した（令和７年８月８日）。 ・「私学経営ダッシュボード」上に掲載している学校法人個別の経営判断指標について、シミュレーション機能を付加した形に改修した（令和８年３月 16 日）。 ○決算データ等を反映した「自己診断チェックリスト」の作成 従来はホームページにおいて様式のみを掲載していた自己診断チェックリストについて、大学法人、短期大学法人及び高等専門学校法人に対しては、学校法人毎の決算データ等を自動的に反映したものを作成し、各法人がダウンロードできるよう私学情報提供システムを改修した（令和８年３月 16 日）。 ○経営強化に向けた連携・統合、円滑な撤退方策【再掲】 ・合併等（学校法人の合併、学校や学部の譲受もしくは譲渡など）を希望・検討する学校法人に対して、紹介業務を実施した。 ・紹介業務等の参考とするため、合併等を実施した学校法人を訪問し、事例収集を行った（３法人）。 ○検討委員に対する意見聴取の実施 私立大学等の経営判断に資する DX を活用した経営支援のあり方について検討を行うにあたり、事業団が委嘱した検討委員に対し、意見聴取を実施した（令和８年２月 27 日）。	〈評定の根拠〉 「アウトリーチ型支援」を充実し、各法人の主体的な判断を促すため、「私学経営ダッシュボード」及び「私学情報提供システム」を改修した。
（２）私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、各種情報を提供するための取組	（２）各種情報を提供するための取組　〈評定〉B
①私立学校の教育及び経営に関する情報の収集 私立学校の教育及び経営に関する情報を収集するため、学校法人基礎調査及び学校法人等基礎調査を実施した。	〈評定の根拠〉 私立学校の教育及び経営に関する情報を計画どおり収集した。特に「大学ポートレート（私学版）」から得られた情報については、「私立大学・短期大学教育の現状」としてとりまとめ、教育情報として公表した。

○学校法人基礎調査 ・大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人 調査法人数：669 法人 調査開始：令和７年４月　７日 提出期限：令和７年５月 30 日（学生数・教職員数） ：令和７年６月 30 日（土地・建物・財務） ：令和７年７月 31 日（教育情報） 回答法人数：668 法人 ・高等学校法人・中等教育学校法人・中学校法人・義務教育学校法人・小学校法人 調査法人数：811 法人 調査開始：令和７年４月 14 日 提出期限：令和７年７月 31 日 回答法人数：799 法人 ○学校法人等基礎調査 ・幼稚園法人・特別支援学校法人・専修学校法人・各種学校法人・その他法人 調査法人数：12,397 法人 調査開始：令和７年４月　１日 提出期限：令和７年８月 29 日 回答法人数：9,333 法人 ○学校法人基礎調査（納付金調査） ・大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人 調査法人数：671 法人 調査開始：令和８年１月 30 日 提出期限：令和８年２月 27 日 回答法人数：669 法人 ○「大学ポートレート（私学版）」から情報を収集 「大学ポートレート（私学版）」から情報を収集し、その分析結果をもとに、「私立大学・短期大学教育の現状」として、ホームページに掲載した（令和８年３月 25 日）。　(https://www.shigaku.go.jp/files/r7kyouikunogenjou.pdf)	
②「私学情報提供システム」の利用案内 学校法人基礎調査の調査票作成依頼時に案内を同封した（大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人令和７年４月７日、高等学校法人以下令和７年４月 14 日）。 また、私学団体等の依頼による研修会等において案内を行ったほか、広報誌「月報私学」令和７年７月号に利用方法を掲載した。	〈評定の根拠〉 学校法人基礎調査の調査票作成依頼時に「私学情報提供システムのご案内」を同封した。また、研修会や広報誌「月報私学」において、「私学情報提供システム」の利用方法等を案内した。
③私学リーダーズセミナーの実施 私学行政の変化を見据えた学校運営及び資産運用について理解を深めることを目的として、理事長・理事を対象とした「私学リーダーズセミナー」を２会場（対面及び Web 配信）で実施した。 また、昨年度の事後アンケート結果の意見を反映して、参加者同士の交流の場として名刺交換会の時間を設けた。	〈評定の根拠〉 私学リーダーズセミナーについては、経営面・教学面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図るため、外部講師を招聘するなど多角的なプログラムで実施した。また、「対面形式」と「Web 配信」の２種類の方

【東京会場】 日　　程：令和７年 11 月 25 日 場　　所：東京ガーデンパレス 募集定員：200 名（対面） 180 名（Web 配信） 応募者数： 84 名（対面） 105 名（Web 配信） 参加者数： 82 名（対面） 98 名（Web 配信） 【大阪会場】 日　　程：令和７年 12 月 17 日 場　　所：大阪ガーデンパレス 募集定員：200 名（対面） 180 名（Web 配信） 応募者数： 36 名（対面） 47 名（Web 配信） 参加者数： 33 名（対面） 45 名（Web 配信）	法を採用し、より多くの参加者のニーズに応えた受講を可能にした。
④私学スタッフセミナーの実施 学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての実践的な知識及び柔軟な思考力を習得し、大学改革に向けた意識を高めることを目的として、若手職員（※）を対象としたグループワーク形式による「私学スタッフセミナー」を２会場（対面）で実施した。 また、昨年度の事後アンケート結果の意見を反映して、会計や財務について初心者にも分かりやすく説明するため、講演時間を増やした。 ※令和７年４月１日時点で 33 歳以下かつ学校法人での経験年数が３年以上の学校職員 【京都会場】 日　　程：令和７年９月 16 日～18 日 場　　所：京都ガーデンパレス 募集定員：24 名 応募者数：73 名 参加者数：24 名 【仙台会場】 日　　程：令和７年 10 月 22 日～24 日 場　　所：仙台ガーデンパレス 募集定員：24 名 応募者数：48 名 参加者数：24 名	〈評定の根拠〉 学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを実施した。
⑤刊行物等による情報提供 学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物によって情報提供を行った。 ○「今日の私学財政」 学校法人基礎調査等のデータに基づき集計作業を行い、学校法人に発送した。 ・幼稚園・特別支援学校編：（令和７年８月 29 日） ・専修学校・各種学校編：（令和７年８月 29 日）	〈評定の根拠〉 学校法人の経営改善に資するため、「今日の私学財政」、「私立大学・短期大学等入学志願動向」、「私立高等学校入学志願動向」を更新し、情報提供を行った。 また、「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」については、私立学校法の改正等に伴い見直しを

・大学・短期大学編：(令和７年 12 月 22 日) ・高等学校・中学校・小学校編：(令和８年１月 28 日) ○「私立大学・短期大学等入学志願動向」 学校法人基礎調査のデータに基づき集計作業を行い、学校法人等に発送するとともに、ホームページに掲載した（令和７年８月８日）。 (https://www.shigaku.go.jp/files/shigan_doukouR7.pdf) ○「私立高等学校入学志願動向」 学校法人基礎調査のデータに基づく集計結果をホームページに掲載した（令和８年１月 16 日）。 (https://www.shigaku.go.jp/files/r7_koukoushigandoukou.pdf) ○「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」《第３次改訂版》 学校法人の経営改善等に資するため、「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」を改訂し、ホームページに掲載した（令和８年３月 30 日）。 (https://www.shigaku.go.jp/files/s_keieikaizenhandbook3jikaitei.pdf) ○「私立大学・短期大学教育の現状」 「大学ポートレート（私学版)」から情報を収集し、その分析結果をもとに、「私立大学・短期大学教育の現状」として、ホームページに掲載した（令和８年３月 25 日)。【再掲】 (https://www.shigaku.go.jp/files/r7kyouikunogenjou.pdf)	行い、≪第３次改訂版≫として情報提供を行った。
⑥好事例や特色ある取組の情報収集及び提供 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について学校を訪問し、収集した情報をホームページに６件掲載した（令和７年 12 月４日、令和８年３月 24 日)。うち２件は広報誌「月報私学」にも掲載した（令和７年 11 月号、令和８年３月号)。 (https://www.shigaku.go.jp/s_center_tokusyoku_jirei_r7.htm)	〈評定の根拠〉 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報収集を行い、その結果を６件提供した。
⑦自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法の説明 ・「令和６年度版自己診断チェックリスト」の周知を図るため、その活用の方法について、広報誌「月報私学」令和７年７月号に掲載した。 ・「令和７年度版自己診断チェックリスト」については、学生数、教職員数及び決算値を更新し、大学・短期大学編及び高等学校編をホームページに掲載した（令和８年３月 24 日)。　(https://www.shigaku.go.jp/s_center_checklist.htm) ・経営判断指標については、関連資料をホームページに掲載するとともに、利用促進のため、経営相談及び研修会で説明した。	〈評定の根拠〉 自己診断チェックリストについてはデータ更新を行ったうえ、周知を図った。経営判断指標についてもホームページ等において周知するとともに、研修会等において活用方法を説明することにより、取組課題の早期認識と改善を促すよう努めた。

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
１－４　寄付金事業 （１）学校法人等の多元的な財政基盤の確立に向けた支援の取組 ①寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組 私学団体や学校法人等への研修会への職員派遣等については、以下のとおり実施した（37 件）。 ○私学団体や都道府県等が行う私立学校向けの研修会等への職員派遣等（９件） ・千葉県私立大学総務・経理事務担当者連絡会「令和７年度 合宿研修会」（令和７年７月４日） ・福岡県私学協会「第 62 回 福岡県私学教育研修会（学校事務部会）」（令和７年７月 17 日） ・国立大学法人筑波大学「筑波大学履修証明プログラム 大学マネジメント人材育成 大学マネジメント講義」（令和７年８月 22 日） ・関東私立短期大学協会「令和７年度 事務局長等研修会」（令和７年９月８日） ・日本私立医科大学協会「令和７年度 経理事務研究会合同会議」（令和７年９月 19 日） ・千葉県私立大学短期大学協会「職員研修会」（令和７年９月 26 日）（オンライン形式） ・愛知県私大事務局長会「2025 年度 愛知県私大事務局長会 職員研修会」（令和７年 10 月９日） ・一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟「福祉系大学の経営危機を乗り越える～10 年後、自分の大学は生き残っているか」（令和７年 11 月 14 日） ・京都地区私立大学経理担当者研究会「京都地区私立大学経理担当者研究会」（令和７年 11 月 21 日） ○学校法人等が行う職員研修会等への職員派遣（２件） ・日本福祉大学「学園 SD」（令和７年 10 月３日） ・大乗淑徳学園「学校法人大乗淑徳学園 理事・監事・評議員研修会」（令和７年 12 月 16 日） ○私学事業団が行う学校法人役職員向け研修会等での周知（20 件） ・「令和７年度 授業料等減免費交付金にかかる業務説明会」 ＊東京会場：令和７年６月５日～６日、７月７日～10 日 ＊福岡会場：令和７年６月 10 日～11 日 ＊鹿児島会場：令和７年６月 12 日 ＊岡山会場：令和７年６月 13 日 ＊名古屋会場：令和７年６月 17 日 ＊仙台会場：令和７年６月 19 日 ＊盛岡会場：令和７年６月 20 日 ＊京都会場：令和７年６月 24 日 ＊大阪会場：令和７年６月 25 日～26 日 ＊金沢会場：令和７年７月２日 ＊札幌会場：令和７年７月４日 ・「令和７年度 私立大学等経常費補助金相談会・説明会」 ＊福岡会場：令和７年７月 10 日 ＊大阪会場：令和７年７月 15 日～17 日	１－４　寄付金事業　〈評定〉Ａ （１）多元的な財政基盤確立に向けた支援の取組 〈評定〉Ａ 〈評定の根拠〉 寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組を 37 件行ったことにより、計画値に対する達成度が 120%を上回った。

＊東京会場：令和７年７月 23 日～25 日
＊札幌会場：令和７年８月７日
＊仙台会場：令和７年８月 21 日～22 日
・「令和７年度 私学スタッフセミナー」
＊京都会場：令和７年９月 16 日～18 日
＊仙台会場：令和７年 10 月 22 日～24 日
・「令和７年度 私学リーダーズセミナー」
＊東京会場：令和７年 11 月 25 日
＊大阪会場：令和７年 12 月 17 日

○受配者指定寄付金については、令和８年４月から手続きが一部変更となるため、学校法人理事長宛てに通知するとともに、事業団ホームページに掲載した。（令和８年３月 24 日、27 日）

○個別の学校法人に対する寄付金制度の周知や寄付金募集に係る情報提供等（５件）

（単位：件数）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
－	－	2	－	－	1	1	－	1	－	－	－

※受配者指定寄付金制度の利用に関する相談を除く。

②社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するための取組
経済団体等への情報提供活動については、以下のとおり実施した（27 件）。
○経済団体を訪問またはオンラインで、私立学校が取り組む寄付募集の実態や寄付金ポータルサイトの紹介を行ったほか、私立学校に対する教育研究支援の必要性等について意見交換を行った（５件）。
日本工業倶楽部　令和７年４月 10 日、５月 28 日、10 月１日
新経済連盟　令和７年７月９日
日本経済団体連合会　令和７年 12 月 24 日

○22 経済団体等に対し、寄付に係る各種税制優遇制度等や寄付金ポータルサイトを案内する資料を提供することなどにより、企業等から学校法人等に対する寄付の促進を図った（令和７年 12 月 19 日、24 日）。

〈評定の根拠〉
経済団体等に対し、訪問や資料送付による情報提供活動を 27 件行い、私立学校への寄付について理解を得ることに努めた。

（２）「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金を確保するための取組

（２）奨励金の交付財源となる寄付金確保のための取組　〈評定〉A

①企業等への周知活動及び企業等向けの募金趣意書の作成、ホームページの充実等
周知活動等について、以下のとおり実施した。奨励金事業にかかる令和７年度の寄付金は、計 21,000,974 円となった。
○企業等への周知活動の実施
・企業等を訪問またはオンラインで、若手・女性研究者奨励金事業に対する賛同を得ることを目的として制度の概要や特色等について説明を行った（34 件）。

〈評定の根拠〉
企業等への訪問を 34 件行うなど、企業等の理解と支援を獲得するための取組を積極的に実施した。奨励金事業に対する寄付金は、21,000,974 円となり、募金目標額である 2,100 万円を上回った。

企業等への訪問及びオンライン会議実績

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7	3	2	1	－	－	6	5	4	－	2	4

・文部科学省主催の「Mext×Funds Forum2025」に参加し、パネル展示や資料配布を行った（令和７年７月３日）。
・新経済連盟が会員向けに発行しているメールマガジンに、若手・女性研究者奨励金制度の概要についての記事を掲載し、社会一般からの寄付を募った（令和７年８月22日）。
・寄付者に対する研究成果のフィードバックとして、寄付者に訪問等を実施し、配付を受けた研究者の研究課題一覧と「社会に対するメッセージ」を記した研究レポート集を渡すなど、本奨励金事業の魅力を伝えた。
・奨励金事業に対する賛同を得ることを目的として制度の概要や特色等をまとめた募金趣意書等を作成した。
・広く企業等が関心を持つことを目的として、受賞者の声や研究者別の研究レポートなどをホームページへ掲載した（令和７年10月31日）。
・企業等より受領した寄付金は10,300,000円（10件）となった。

○寄付金付き自動販売機の設置促進を図るための取組
・寄付金付き自動販売機の設置の意向に関するアンケートを作成し、電子窓口より学校法人に回答を依頼した（令和７年７月14日）。アンケートの回答結果等から訪問先等の学校法人を選定した。
・学校法人等とオンライン会議を行い、自動販売機の設置促進を実施した（９法人）。
・学校法人等を訪問し、自動販売機の設置促進を実施した（27法人）。
・寄付金付き自動販売機の案内を、広報誌「月報私学」令和７年８月号に掲載した。
・寄付金付き自動販売機は11台増加し、設置台数は241台となった。
・寄付金付き自動販売機から受領した寄付金は9,320,752円となった。

○個人等からの寄付促進を図るための取組
ホームページや広報誌「月報私学」への掲載を通じ、本事業の社会的意義について周知をした。個人等から受領した寄付金は1,380,222円（８件）となった。
１名から多額の寄付（1,000,000円）があったため、個人から受領した寄付金額が昨年度よりも大幅に増加した。

②若手・女性研究者奨励金事業の適切な見直し
申請件数の増加による本事業の活性化を目的に、公募時期を７月上旬～９月上旬から６月上旬～８月上旬へ１か月前倒しした。
また、若手・女性研究者奨励金審査委員を２名増員し、審査委員の分野ごとの審査件数の平準化を図った。

〈評定の根拠〉
申請件数の増加を図るため、公募時期を前倒しした。
また、本奨励金の選考委員会委員の審査件数の平準化を図った。

<table>
<tr><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr><td>

１－５　学術研究振興基金・資金事業

①学術研究振興資金の交付
・令和６年度に開催した選考委員会において採択した研究 36 件に対し、80,600 千円の学術研究振興資金を交付した（令和７年５月 20 日）。
・「令和８年度学術研究振興資金」の公募を行った（令和７年６月９日）。
・「令和８年度学術研究振興資金」を交付するため、選考委員会を開催し、37 件を採択した（令和８年２月 19 日）。

②「学術研究振興基金」の効率的な運用への取組
○金融機関との情報交換
学術研究振興資金を安定的に交付するために必要な利息の獲得と運用のリスクを把握することを目的として、金融機関から運用商品の提案を受けるとともに、意見交換を行った（計 34 回）。
・金融機関との情報交換回数

<table>
<tr><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr>
<tr><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td></tr>
</table>

○学術研究振興基金運用検討委員会の開催
学術研究振興基金の効率的な運用については、金融機関との情報交換や各種セミナーでの金融情勢の把握を踏まえ、学術研究振興基金の運用方針を、学術研究振興基金運用検討委員会において審議した（令和８年３月 27 日）。

○各種セミナーへの参加
学術研究振興基金の運用に資するため、金融情勢の適切な把握に努めることを目的として以下のセミナーに参加した（４件）。
・野村證券「公的年金 新任者向けセミナー」（令和７年５月８日）
・三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券「2025 年度 証券基礎講座」（令和７年６月 18 日～20 日）（オンライン形式）
・ＳＭＢＣ日興証券「金融経済セミナー」（令和８年１月 30 日）（オンライン形式）
・野村證券「Nomura online seminar　鉄道建設・運輸施設整備支援機構　サステナビリティ・ファイナンス　Web セミナー」（令和８年３月５日）（オンライン形式）

</td><td>

１－５　学術研究振興基金・資金事業　〈評定〉Ｂ

〈評定の根拠〉
選考委員会により採択された 36 件、80,600 千円を交付した。

〈評定の根拠〉
学術研究振興資金を安定的に交付するため、金融機関との意見交換や各種セミナーでの金融情勢の把握を踏まえ、学術研究振興基金運用検討委員会において、運用方針について審議した。

</td></tr>
</table>

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
１－６　減免資金交付事業 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付した。 ○令和６年度減免資金交付実績 令和７年３月 24 日に大学等より実績報告を受領し、確定額は 640 法人（大学：594 校、短期大学：271 校、高等専門学校：２校、計 867 校）、118,340,638,600 円となった。これを踏まえ、既交付額が確定額より過大となっている 461 法人に対し、令和７年６月６日に返還命令を行い、既交付額が確定額より過少となっている 77 法人に対し、令和７年６月 27 日に追加交付を実施した。 ○令和７年度減免資金交付申請 ・本制度利用学生等に係る授業料等の納付猶予による各校の年度始における収入への影響を考慮し、減免資金の交付時期をこれまでの９月頃から年度当初である４月に令和７年度から前倒しすることとなった。 ・令和７年３月 18 日を締め切りとして大学等より交付申請書を受領し、精査を行った。 ・令和７年４月８日に大学等へ交付決定を行い、令和７年４月 23 日に減免資金を交付した。 ○令和７年度減免資金変更交付申請（１回目） ・多子世帯の学生等に対する支援拡充により、４月に交付した減免資金では不足することが見込まれた大学等の収入への影響を考慮し、減免資金の変更交付（１回目）の時期をこれまでの３月から原則として９月に前倒しすることとなった。 ・令和７年９月４日を締め切りとして大学等より変更交付申請書（１回目）を受領し、精査を行った。 ・令和７年９月 10 日に大学等へ変更交付決定（１回目）を行い、令和７年９月 26 日、11 月 26 日に減免資金を交付した。 ・変更交付決定（１回目）を行った結果、643 法人（大学：596 校、短期大学：269 校、高等専門学校：２校、計 867 校）に対し、276,834,726,600 円の減免資金を交付した。 ○令和７年度減免資金変更交付申請（２回目） 令和８年３月 15 日を締切として大学等より変更交付申請書を受領し、精査のうえ、令和８年３月 31 日に大学等へ変更交付決定（２回目）を行った。なお、令和８年４月に行う額の確定に基づく減免資金の交付又は返還を令和８年６月中に行う予定である。 ○令和８年度減免資金交付申請 令和８年３月 18 日を締切として大学等より交付申請書を受領し、精査を行った。なお、交付決定及び減免資金の交付を令和８年４月中に行う予定である。 ○業務説明会の開催 ・文部科学省と共同で「業務説明会」を開催し、以下の内容に係る説明や質疑応答を行い、適正な申請に向けた制度理解の向上を図った。 ＊「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律」成立に伴う減免資金に係る変更点 ＊多く寄せられた問合せ事例を中心とした注意事項 ＊申請書の作成方法	１－６　減免資金交付事業　〈評定〉B 〈評定の根拠〉 各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付した。

・会場は、より多くの実務担当者が参加できるよう、11 会場で開催した。

会　場	開催年月日	参加校数	参加者数
札　幌	令和７年７月　４日	23	36
盛　岡	令和７年６月 20 日	14	18
仙　台	令和７年６月 19 日	21	37
東　京	令和７年６月５～６日 ７月７～10 日	290	462
金　沢	令和７年７月　２日	19	34
名古屋	令和７年６月 17 日	69	116
京　都	令和７年６月 24 日	39	64
大　阪	令和７年６月 25～26 日	110	150
岡　山	令和７年６月 13 日	50	73
福　岡	令和７年６月 10～11 日	67	103
鹿児島	令和７年６月 12 日	11	16

○減免資金交付法人への実地調査

交付金の適正な申請状況を確認するため、令和６年度に減免資金を交付した 19 法人 26 校に対して実地調査を実施した。調査時には申請内容と証ひょう書類等との照合を行った結果、支援区分の誤申請や支援対象月数の誤認等が判明したものについては、返還等の必要な手続きを行うよう指導するとともに、交付金の適正な申請について注意を促した。また、交付金申請に係る根拠資料の整理・保管方法等について助言を行った。

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
２－１　効率的な業務運営体制の確立 （１）事業横断的な組織の検討や適切な人員配置の見直し ○事業横断的な企画検討 私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施するため、事業横断的な企画検討を行うとともに、情報システムについて、各プロジェクトを統括し適切な管理・検討及び支援を行うことを目的として「日本私立学校振興・共済事業団横断的プロジェクト検討部会」を開催している。 ・第１回の当該部会では、令和７年度システム開発計画の進捗状況及び令和８年度システム開発・メンテナンス要望項目について検討を行うとともに、助成業務システム刷新に関する計画策定支援の中間報告について、意見聴取を行った（令和７年７月９日）。 ・第２回の当該部会では、令和７年度システム開発計画の進捗状況及び令和８年度システム開発・メンテナンス要望項目について引き続き検討を行うとともに、助成業務システム刷新に関する計画策定支援の最終報告及び最終報告以降の検討状況等について、意見聴取を行った（令和７年 11 月 27 日）。 ・第３回の当該部会では、令和８年度システム開発・メンテナンス要望項目、助成業務システム刷新案、第５期中期計画における高度総合情報システム推進計画について、意見聴取を行った（令和８年１月 15 日）。 ○私立大学等経営DX推進事業の体制整備 令和６年度から実施している私立大学等経営DX推進事業について、その進捗状況を踏まえ業務をより効率的に実施するため、助成業務事務組織検討分科会（令和８年１月14日）及び助成業務に係る組織編成等検討委員会（令和８年１月21日）において、業務体制の検討の結果、体制の変更について了承を得た。 ・上記、業務体制の整備を受けて、システム管理室、私学情報室、経営支援室において、主幹、副主幹、係員の配置を事業の進捗に応じ、適宜調整することを決定した。 ○企画室（助成業務）の体制整備 企画室（助成業務）の業務をより効率的に実施するため、助成業務事務組織検討分科会（令和８年１月14日）及び助成業務に係る組織編成等検討委員会（令和８年１月21日）において、業務体制の検討の結果、体制の変更について了承を得た。 ・上記、業務体制の整備を受けて、これまで参事１名が担っていた助成業務の企画立案機能と広報機能を明確に分けることで体制の充実・強化を図るため、令和８年度より参事（助成業務）と参事（助成広報）の各１名を配置することとした。 ○適切な人員配置の見直し 総合的かつ効率的に業務を実施するため、各部署に対して現状や組織の見直し必要性などについてヒアリングを行った。それらの結果を踏まえ、組織や人員配置の見直しを実施した。	２－１　効率的な業務運営体制の確立　〈評定〉Ｂ （１）組織と人員配置の見直し　〈評定〉Ｂ 〈評定の根拠〉 「横断的プロジェクト検討部会」を開催し、今後のシステム再構築の課題を含め、事業横断的な企画検討を行った。また、業務の現状や今後の見込みを踏まえ、組織や人員配置の見直しを適切に行った。
（２）情報システムの適切な整備及び管理等 ○情報システムの利用者に対する利便性向上 学校法人の経営者（役員）へのアウトリーチ型支援の一つの方策として、以下のメンテナンスを行った。 ・私学経営ダッシュボードに掲載している「経営判断指標判定表」について、学校法人の経営者自らが経営状況をシミュレーションし、課題改善に向けた将来計画の策定に早期に取り組めるよう機能を追加した。 ・私学情報提供システム（学校法人専用）に、自法人のデータが入力された学校法人別自己診断チェックリストを掲載する機能を追加した。	（２）情報システムの適切な整備及び管理等 〈評定〉Ｂ 〈評定の根拠〉 情報システムの適切な整備及び管理等については、緊急性、効率化等を指標として前年度に採択した令和７年度における各種メンテナンスを計画的に実施した。また、整備した体制（ＰＭＯの設置等）を通じて、情報システムの利用者に対する利便性向上や、データ

○データの利活用及び管理の効率化への継続的な取り組み ・学校法人から提供された各種データを、補助事業にあっては、補助金額の算定等、貸付事業にあっては貸付先法人の格付や審査関係資料等、経営支援・情報提供事業等にあっては全国の私学に関する情報集（刊行物等）の作成、情報の提供、経営相談等を実施するために利活用することを引き続き実施した。 ・大学・短期大学・高等専門学校法人に対し、補助金課が作成した学内研修用教材（音声解説付き）を、電子窓口システムを使用し、令和６年度に引き続き配付した（令和７年６月 19 日）。 ・助成業務で使用するテレワーク環境用サーバ機器、インフラサーバ機器、共有・バックアップサーバ機器等の入替更新（リプレース）を実施した。 ・改正私立学校法及び改正学校法人会計基準が施行されたことに伴い、ｅマネージャ・私学情報DBシステム・私学情報提供システムについて、以下のメンテナンスを行った。 ＊子法人に関する調査項目の追加（ｅマネージャ・私学情報DBシステム・私学情報提供システム） ＊調査項目「独立監査人の形態」を「独立監査人又は会計監査人の形態」と項目名変更（ｅマネージャ） ・上記、私学情報提供システムの改修に伴い、助成事業総合システムを改修した。 ・融資システムについて、以下のメンテナンスを行った。 ＊昨今の金利上昇により利子助成率が制度上の上限に達する可能性が高まったことから、利子助成率の上限設定を行っている専修学校・各種学校以外の貸付に対しても利子助成率の上限設定を行えるようにした。 ○情報システムの整備及び管理を行うための体制 ・私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施するため、事業横断的な企画検討を行うとともに、情報システムについて、各プロジェクトを統括し適切な管理・検討及び支援を行うことを目的として「日本私立学校振興・共済事業団横断的プロジェクト検討部会」を開催した。 【再掲】 ＊第１回の当該部会では、令和７年度システム開発計画の進捗状況及び令和８年度システム開発・メンテナンス要望項目について検討を行うとともに、助成業務システム刷新に関する計画策定支援の中間報告について、意見聴取を行った（令和７年７月９日）。 ＊第２回の当該部会では、第１回に引き続き令和７年度システム開発計画の進捗状況及び令和８年度システム開発・メンテナンス要望項目について検討を行うとともに、助成業務システム刷新に関する計画策定支援最終報告について、意見聴取を行った（令和７年 11 月 27 日）。 ＊第３回の当該部会では、令和８年度システム開発・メンテナンス要望項目、助成業務システム刷新案、第５期中期計画における高度総合情報システム推進計画について、意見聴取を行った（令和８年１月15日）。 ・情報システム老朽化に伴う業務システムの停止リスクの顕在化を受け、助成業務システム刷新に関する計画を策定するため、令和７年度も引き続き外部コンサルティング業者に策定業務を委託し、６月中旬に中間報告書（移行計画案）、９月末に最終報告書（移行計画案）が策定された。また、同計画案について役職員を対象に中間報告会及び最終報告会を開催し、今後の移行計画案について、情報共有を図った（令和７年６月 12 日、９月 25 日）。また、最終報告会開催後に現行運用支援業者に対しても移行計画案の策定を依頼し、12 月に提出を受け、役職員を対象に説明会を実施し、情報共有を図った（令和７年 12 月 22 日、23 日、８年１月 14 日）。 ・事業団におけるデジタル・ガバメントの推進及び私学の振興に寄与するため、全体管理として基本的な方針又は計画の確認及びこれらの状況の把握を目的として設置した「日本私立学校振興・共済事業団ITガバナンス委員会」を開催し、IT推進に係る計画管理・執行管理について報告し、情報共有を図った（令和８年３月 27 日開催）。 ・各府省の橋渡し人材の育成及び一般職員の情報リテラシー向上等を目的としてデジタル庁が実施する「情報システム統一研修」を受講した（令和７年５月～８年３月）。 ・サイバー攻撃対応への情報システム担当者のインシデントレスポンス能力向上のため、国立研究開発法人情報　通信研究機構（NICT）が実施する「CYDER研修」を受講した（令和７年 11 月５日、11 月 18 日）。 ・近年発生したインシデント事例や最新の攻撃動向・対策動向や、サイバー攻撃を受けた場合における影響範囲の特定並びに原因究明に係るログ等の分析に必要な知識等の習得をするため、国家サイバー統括室が実施する「インシデントハンドリング研修」を受講した。 ＊ｅラーニング形式（令和７年 11 月～令和８年２月） ＊オンライン会議形式（令和７年 11 月 28 日）	の利活用及び管理の効率化に継続して取り組んだ。さらには、情報システムの老朽化対策の検討も行った。

<table>
<tr><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr><td>２－２　経費等の見直し・効率化

（１）経費等の見直し・効率化を図るための取組

①予算執行状況の定期的な精査、効率的な予算執行
予算の執行にあたっては、支出内容の精査、予算執行状況の確認により、計画的、効率的な執行に努めた。下半期に各部署に対する執行状況調査及びヒアリングを２回実施した。
１回目：令和７年 11 月６日（一般管理費　回答期限：令和７年 11 月 21 日）
令和７年 11 月 13 日（業務経費　回答期限：令和７年 12 月１日）
２回目：令和８年２月５日（回答期限：令和８年２月 20 日）

②経費の見直し、効率化の取組
一般管理費の年度計画予算の執行にあたっては、支出内容の精査、予算執行状況の確認により、計画的、効率的な執行を図った。令和７年度の一般管理費の実績は、予算額 171 百万円に対し、152 百万円であった。

○借入金利息の軽減
貸付財源の調達について貸付日の前日に財政融資資金から調達し、翌日に貸付を行うことで利息の低減に努めた。
・財政融資資金
令和７年５月：　35 億円（28 日調達→29 日貸付）
令和７年６月：　25 億円（26 日調達→27 日貸付）
令和７年７月：　２億円（29 日調達→30 日貸付）
令和７年８月：　39 億円（27 日調達→28 日貸付）
令和８年２月：　３億円（25 日調達→26 日貸付）
令和８年３月：190 億円（26 日調達→27 日貸付）

○一般競争入札による調達価格の削減
・令和７年度私学振興事業本部で使用する電気
（令和６年度 19,185 千円→令和７年度 17,142 千円　△2,043 千円）
・令和７年度私学振興事業本部事務所清掃業務
（令和６年度 8,360 千円→令和７年度 7,964 千円　△396 千円）
・令和７年度「月報私学」の編集及び印刷作成等業務
（令和６年度 7,382 千円→令和７年度 7,217 千円　△165 千円）
・令和７年度コピー用紙の購入
（令和６年度 7,326 千円→令和７年度 7,181 千円　△145 千円）
・令和７年度トナーカートリッジ等の購入
（令和６年度 3,093 千円→令和７年度 2,853 千円　△240 千円）
・令和６年度版「今日の私学財政」（幼稚園・特別支援学校編）及び（専修学校・各種学校編）印刷・製本業務
（令和６年度 2,957 千円→令和７年度 2,900 千円　△57 千円）
・令和６年度版「今日の私学財政」（幼稚園・特別支援学校編）及び（専修学校・各種学校編）梱包・発送業務</td><td>２－２　経費等の見直し・効率化　〈評定〉Ｂ

（１）経費等の見直し・効率化を図るための取組
〈評定〉Ａ

〈評定の根拠〉
予算執行の進捗を確認し、計画的・効率的な予算執行に努めた。

〈評定の根拠〉
経費の見直し、効率化により、一般管理費を 171 百万円以下とした。</td></tr>
</table>

（令和６年度 1,997 千円→令和７年度 1,711 千円　△286 千円）

○その他費用等の削減

消耗品の購入等、価格が 10 万円以上かつ 100 万円以下の案件については一般競争入札に付していないが、その場合も原則として複数の業者から見積書を徴し、調達価格の削減を図っている。令和７年度に見積合わせを行った案件数は 29 件であった。

○節電行動計画の策定による使用電力の削減

・夏期の電力需給対策として、節電行動計画を下記のとおり策定・実施し、令和７年７月～９月の各月の最大使用電力量はいずれも 290kwh 以下となり節電目標を達成した。（令和７年７月：244 kwh　８月：245 kwh　９月：247 kwh）

実施期間：令和７年７月１日～令和７年９月 30 日

節電目標：最大使用可能電力を 290 kwh と設定

節電内容：冷房設備による室温管理、休憩時間及び退勤時の室内照明の消灯、OA 機器の電源オフによる節電、エレベーターの運転制限、空気循環のための扇風機の効率的使用

・冬期の電力需給対策として、節電行動計画を下記のとおり策定し、実施した（数値目標設定なし）。

実施期間：令和７年 12 月１日～令和８年３月 31 日

節電内容：暖房設備による室温管理（20℃）、未使用会議室等の消灯及び暖房の停止、休憩時間及び退勤時の室内照明の消灯、OA 機器等の電源オフによる節電、空気循環のための扇風機の効率的使用

③刊行物の販売収入等自己収入の確保

刊行物については平成 16 年度から特定非営利活動法人「学校経理研究会」を販売元とし「今日の私学財政」等の刊行物の委託販売を行っている。これらの刊行物については業務上、私立学校への情報の還元を行うことを第一の目的としており、その上で販売を行っているものである。

また、講師派遣については平成 17 年度から学校法人等への情報提供サービスの一つとして実施している。

令和７年度の自己収入は 1,265 万円である。

以下は、主な自己収入の内容である。

・刊行物販売料：260 冊　510 千円
・講師派遣料：21 件　961 千円
・経営相談交通費：59 件　1,741 千円
・私学スタッフセミナー参加費：48 件　2,972 千円
・私学リーダーズセミナー参加費：218 件　2,775 千円

〈評定の根拠〉

1,265 万円の自己収入を確保し、計画値に対する達成度が 120%を上回った。

（２）契約の適正化

（２）契約の適正化　〈評定〉 B

①原則として一般競争入札による調達

令和７年度の契約件数は 30 件であった。

真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による調達を実施した。

契約件数	30件	100.0%
一般競争入札件数	15件	50.0%
企画競争・公募型件数	１件	3.3%
随意契約件数	14件	46.7%

〈評定の根拠〉

真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を実施し、契約の適正化に努めた。

②一者応札が発生した場合の改善に向けた取組

・一般競争入札（15 件）のうち一者応札は４件であった。令和７年度に一者応札となった案件名及び入札参加を辞退した業者から聴取した辞退理由等は、以下のとおりである。

〈評定の根拠〉

一者応札となった原因の分析を行い、複数の業者の参加を促すための取組を引き続き行った。

＊案件名：令和７年度コピー用紙の購入 令和６年度：１者（入札資料３者配付） →令和７年度：１者（入札資料３者配付） 入札参加辞退理由：仕様書にある配送時間への対応ができない。 発注と納期の時間に余裕がない。 ＊案件名：令和７年度私学振興事業本部事務所で使用する電気 令和６年度：随意契約 →令和７年度：１者（入札資料８者配付） 入札参加辞退理由：仕様書にある環境配慮基準を満たすことができないなど。 ＊案件名：私学振興事業本部事務所　公用車のリース（セダン） 一者応札理由：価格だけでなく、車種と質も評価する総合評価方式を採用したことにより、対応可能な１者が応札することとなった。 ＊案件名：私学振興事業本部事務所　公用車のリース（ミニバン） 一者応札理由：価格だけでなく、車種と質も評価する総合評価方式を採用したことにより、対応可能な１者が応札することとなった。 ・一者応札が複数年度続く場合等は、必要に応じ、業者の入札参加辞退理由を確認・検討のうえ、仕様書の内容を工夫する等の取組を行っている。 ・その他、一者応札を減らす取組として、調達予定情報の公表（一般競争入札は 30 日間、政府調達に該当する場合は 50 日間）を、引き続き行った。公表の方法としては、事務所での掲示及び事業団ホームページでの掲載（政府調達に該当する場合は「官報」へも公告）を実施し、業者に対し十分な準備期間を設けることで、できるだけ多くの業者が参加しやすいようにした。(https://www.shigaku.go.jp/g_tyoutatu.htm) ・令和６年度に一者応札であった案件名「私学振興事業本部事務所施設警備業務」は、令和７年度の入札では２者が参加した。 ③契約状況の監事による監査、ホームページへの公表 監事による監査については、毎月実施している会計監査において、契約状況等の監査を受け、調達の実施における適正性を図った。 令和７年度契約件数：30 件 契約状況については、「契約結果公表基準」に基づき、毎月「契約結果一覧」及び「入札結果一覧」をホームページで公表した。 (https://www.shigaku.go.jp/g_tyoutatu.htm)	〈評定の根拠〉 毎月、監事による監査を受けるとともに、契約状況についてホームページに公表し、契約の適正化に努めた。

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
３－１　収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 （１）収支計画の作成及び当該収支計画に沿った適切な運営 令和７年度収支計画については、中期計画に沿って経費の縮減・効率化を含む各事業の計画予算額に基づき作成した。 貸付事業における収益を確保し、財務運営の健全化を図るため、貸付計画額（602 億円）の達成、貸付資金の安定的な調達（借入金 506 億円）等の事業計画に基づき、貸付金利息、借入金利息等を積算し、運営経費については、経費等の縮減・効率化の計画に基づき積算した。 貸付事業としては、貸付計画額 602 億円に対して貸付実績 570 億円、借入計画額 506 億円に対して、481 億円となった。 貸付金利息（計画額 5,149,194 千円、実績額 4,593,955 千円）と借入金利息（計画額 3,024,094 千円、実績額 2,387,814 千円）との利息収支差は、計画額 2,125,100 千円に対して、2,206,141 千円と 81,041 千円の増額となった。 人件費、一般管理費、業務経費等は計画額 2,306,511 千円に対して 2,141,055 千円と 165,456 千円の減額となった。 この結果、令和７年度当期総利益は、956,408 千円となり、計画額 100,627 千円の当期総損失に対して 1,057,035 千円の増額となった。 ○補正予算に伴う収支計画等（予算）の変更 ・「令和７年８月５日から９月 21 日までの豪雨及び暴風雨による災害」への対応 令和７年８月５日から９月 21 日までの豪雨及び暴風雨による災害からの復旧及び家計支援者が被災等した学生の修学機会を確保すべく、授業料の減免等を実施した私立大学等に対し、私立大学等経常費補助金が増額されたため、補正予算成立後、収支計画等（予算）を変更した（令和８年２月２日届出）。 ＊国庫補助金（私立大学等経常費補助金） 297,998 百万円　→　298,158 百万円（＋160 百万円） ＊交付補助金 297,862 百万円　→　298,022 百万円（＋160 百万円）	３－１　収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現　〈評定〉 B （１）収支計画に沿った適切な運営　〈評定〉 B 〈評定の根拠〉 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った運営を行った。
（２）自己収入の増・確保及び経費の効率化 ○貸付事業における各種取組 【詳細は、２ 貸付事業（１）＜70 頁～71 頁＞を参照】 ・借入希望アンケートや学校法人への訪問、融資メニューの案内等による借入ニーズの適切な把握。 ・利子助成制度の継続、幼稚園・認定こども園に対する優遇措置の継続等、ニーズに応じた融資制度の見直し。 ○経費等の見直し・効率化を図るための取組 【詳細は、２－２　経費等の見直し・効率化（１）＜88 頁～89 頁＞を参照】 ・借入金利息の軽減、一般競争入札による調達価格の削減、その他費用等の削減、節電行動計画の策定による使用電力の削減。 ・自己収入としての刊行物販売収入等。	（２）自己収入の増・確保及び経費の効率化 〈評定〉 B 〈評定の根拠〉 収入の確保増に向けた取組を行った。

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
３－２　財務内容の管理の適正化 （１）事業ごとの経費配分、業務運営の効率化 各事業の中期計画・年度計画に基づき、前年度の執行状況、また、業務運営全体の効率化も勘案し、精査を行ったうえで予算を編成した。 予算の執行にあたっては、定期的に執行状況を精査し、効率的執行に努めた。 ○決算内容のダイジェスト版の公表 業務内容に基づき、助成業務（助成勘定）及び共済業務の各勘定の令和６年度決算の概要を作成し、決算承認後にホームページに公表した。 ・「決算の概要（令和６年度）」：令和７年10月１日掲載　(https://www.shigaku.go.jp/g_za_kessan.htm) ○財務状況の経年推移の公表 財務状況の経年推移を作成し、ホームページに公表した。 ・「主要な経営判断指標等の推移及びリスク管理債権」：令和７年10月１日掲載　(https://www.shigaku.go.jp/g_za_shihyo.htm) （２）収支状況の改善に向けた取組及び財務シミュレーションの実施 ○財務状態の健全性の確保 長期滞納法人等へ適時適切な対応を行い、債権の適切な回収及び保全を図ることなどにより収支状況の改善に努めた。 【詳細は、２ 貸付事業（２）＜72～73 頁＞を参照】 また、特に信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行った。 ○財務シミュレーションの実施 助成勘定の健全な財政運営の維持に向けた方策の検討のため、令和６年度決算をもとに第５期中期目標期間以降の収支状況に係る損益シミュレーションを実施し、「助成業務における財政検討会議」において検討し、その結果を執行役員会議に報告、さらに長期推計説明会を実施し、全役職員へ周知した。 ・助成業務における財政検討会議（令和８年２月 25 日） ・執行役員会議（令和８年３月 11 日） ・長期推計説明会（令和８年３月 17 日、23 日）	３－２　財務内容の管理の適正化　〈評定〉Ｂ （１）事業ごとの評価・分析の経費配分等への反映等 〈評定〉Ｂ 〈評定の根拠〉 事業ごとの年度計画に基づく予算編成を行い、また、財務内容の透明性等の確保のため、決算状況等のダイジェスト版等を作成し、公表するなど計画どおり実施した。 （２）収支状況の改善に向けた取組等 〈評定〉Ｂ 〈評定の根拠〉 財務内容の健全性のため、適切なリスク管理を実施し、また、適正な貸倒引当金の設定を行った。また、全役職員へ長期的な損益見込を周知した。

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
３－３　人件費の適正化 ○給与水準の適正化 　国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、人事院の給与勧告を踏まえたうえで、役職員に対し適正な報酬や給与等を確保した。具体的には、職員の本給表の改定率を平均3.3％としたうえで、全ての職員を対象に2.84％から最大4.32％の引き上げを基本として改定した（職員給与規程：令和８年１月13日改正）。 ○給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表 　事業団は、国のガイドラインに基づいて、役員報酬や職員給与について公表する義務はないが、社会一般に対して説明責任を果たすことは事業団の責務であると考えられる。そのため、給与等の実態を取りまとめて、自主的にホームページで公表した。 ・「役職員の報酬・給与等について」：令和７年９月30日掲載　（https://www.shigaku.go.jp/g_jisyukouhyou.htm）	３－３　人件費の適正化　〈評定〉Ｂ 〈評定の根拠〉 　人件費の適正化を図るとともに、給与水準等を対外的に公表した。

業務実績	自己評価
３－４　予算、収支計画及び資金計画	３－４　予算、収支計画及び資金計画　〈評定〉 B

①予算　　日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔合 計〕　（単位：百万円）

区　　分	年度計画予算 A	実 績 額 B	差 額 B－A	
収入の部				
政府出資金	－	－	－	
借入金	50,600	48,100	△ 2,500	※1
貸付回収金	45,594	46,441	847	※2
貸付金利息	5,063	4,564	△ 499	※3
預金利息	0	17	17	
国庫補助金	298,158	298,006	△ 152	※4
授業料等減免費交付金	363,336	276,834	△ 86,502	※5
受入寄付金	28,021	24,853	△ 3,168	※6
受入基金	1	0	△ 1	
基金受取利息	74	75	1	
雑収入	8	1,222	1,214	※7
計	790,858	700,117	△ 90,741	
支出の部				
貸付金	60,200	57,098	△ 3,102	※8
借入金償還	36,025	36,025	－	
借入金利息	2,986	2,368	△ 618	※9
助成金	－	－	－	
交付補助金	298,021	297,870	△ 151	※4
授業料等減免費交付金	363,336	291,075	△ 72,261	※5
配付寄付金	28,030	26,535	△ 1,495	※10
学術研究振興費	80	80	0	
人件費	1,322	1,295	△ 27	※11
一般管理費	171	152	△ 19	※12
業務経費	779	685	△ 94	※12
施設整備費	10	0	△ 10	
厚生年金勘定へ繰入	－	－	－	
雑支出	－	2,326	2,326	※7
計	790,963	715,513	△ 75,450	

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

※1　貸付金の実績減による借入金の減
※2　繰上償還等による増
※3　予算積算金利と実行金利の相違等による減
※4　交付補助金の実績減
※5　授業料等減免費交付金の実績減
※6　受入寄付金の実績減
※7　補助金返還額の増等
※8　貸付金の実績減
※9　借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減
※10　配付寄付金の実績減
※11　人件費の実績減
※12　節減等による減

〈評定の根拠〉
年度計画をもとに計画的に執行した。

業務実績	自己評価
②収支計画	〈評定の根拠〉 収支計画をもとに計画的に執行した。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔合 計〕 （単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A
費用の部			
経常費用			
業務費	694,152	619,481	△ 74,671
交付補助金	298,021	297,870	△ 151 ※1
授業料等減免費交付金	363,336	291,075	△ 72,261 ※2
借入金利息 ①	3,024	2,387	△ 637 ※3
配付寄附金	28,030	26,535	△ 1,495 ※4
学術研究振興費	80	80	0
貸倒引当金繰入	36	－	△ 36 ※5
業務経費 ②	1,624	1,531	△ 93 ※6
一般管理費 ③	681	645	△ 36 ※7
雑損	－	1,178	1,178 ※8
臨時損失			
固定資産除却損	－	0	0
固定資産売却損	1	0	△ 1
費用の部計	694,835	621,305	△ 73,530
収益の部			
経常収益			
補助金等収益	661,432	589,020	△ 72,412 ※1,2
貸付金利息 ④	5,149	4,593	△ 556 ※9
寄附金収益	28,110	26,615	△ 1,495 ※10
賞与引当金見返に係る収益	5	5	－
資産見返負債戻入	28	29	1
財務収益	0	22	22
雑益 ⑤	8	1,224	1,216 ※8
臨時利益			
貸倒引当金戻入	－	742	742
固定資産売却益	－	0	0
退職給付引当金戻入	－	6	6
収益の部計	694,734	622,261	△ 72,473
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 100	956	1,056
法人税、住民税及び事業税 ⑥	0	0	－
当期総利益又は当期総損失(△)	△ 100	956	1,056
利息収支差（④＋⑤－①）	2,125	2,224	99 ※11
人件費、一般管理費、業務経費等（②＋③＋⑥）	2,306	2,177	△ 129

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

※1　交付補助金の実績減

※2　授業料等減免費交付金の実績減

※3　借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違等による減

※4　配付寄附金の実績減

※5　貸倒引当金の減

※6　節減等による減

※7　一般管理費の実績減

※8　補助金返還額の増等

※9　予算積算金利と実行金利の相違等による減

※10　配付寄附金の実績減による寄附金収益の減

※11　⑤雑益から償却債権の回収額である18百万円のみを加算

業務実績	自己評価
③資金計画	〈評定の根拠〉 資金計画をもとに計画的に執行した。

日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

〔合 計〕 （単位：百万円）

区　　分	年度計画 A	実績額 B	差額 B－A	
資金支出				
業務活動による支出	790,791	700,200	△ 90,591	
交付補助金支出	298,021	297,870	△ 151	※1
授業料等減免費交付金支出	363,336	276,867	△ 86,469	※2
貸付による支出	60,200	57,098	△ 3,102	※3
長期借入金の返済による支出	36,025	36,025	－	
借入金利息支出	2,986	2,368	△ 618	※4
寄付金の配付による支出	28,030	25,507	△ 2,523	※5
学術研究振興費の交付による支出	80	80	0	
人件費支出	1,269	1,306	37	
その他の業務支出	842	3,074	2,232	※6
投資活動による支出	118	11,124	11,006	
定期預金の預入による支出	－	10,715	10,715	
有価証券の取得による支出	－	300	300	
有形固定資産の取得による支出	10	4	△ 6	
無形固定資産の取得による支出	108	104	△ 4	
財務活動による支出	－	－	－	
助成金の交付による支出	－	－	－	
厚生年金勘定へ繰入による支出	－	－	－	
計	790,910	711,324	△ 79,586	
翌年度への繰越金	20,134	24,947	4,813	
資金収入				
業務活動による収入	790,865	700,238	△ 90,627	
国庫補助金収入	298,158	297,999	△ 159	※1
授業料等減免費交付金収入	363,336	276,834	△ 86,502	※2
貸付金の回収による収入	45,594	46,441	847	※7
貸付金利息収入	5,063	4,528	△ 535	※4
長期借入による収入	50,600	48,100	△ 2,500	※8
寄付金の受入による収入	28,021	23,825	△ 4,196	※9
基金利息の受取額	83	84	1	
その他の業務収入	8	2,406	2,398	※6
利息の受取額	0	17	17	
投資活動による収入	－	6,017	6,017	
定期預金の払戻による収入	－	5,716	5,716	
有価証券の償還による収入	－	300	300	
有形固定資産の売却による収入	－	0	0	
財務活動による収入	1	0	△ 1	
民間出えん金の受入による収入	1	0	△ 1	
政府出資金の受入による収入	－	－	－	
計	790,866	706,256	△ 84,610	
前年度よりの繰越金	20,177	30,015	9,838	

（注）百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

※1　交付補助金の実績減
※2　授業料等減免費交付金の実績減
※3　貸付金の実績減
※4　予算積算金利と実行金利の相違等による減
※5　配付寄付金の実績減
※6　補助金返還額の増等
※7　繰上償還等による増
※8　貸付金の実績減による借入金の減
※9　受入寄付金の実績減

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
３－５　短期借入金の限度額	３－５　短期借入金の限度額 〈評定〉－ 〈評定の根拠〉 －

<table>
<tr><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr><td>４－１　内部統制に関する事項

（１）法人のミッションの周知徹底
・理事長のリーダーシップの下、事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議の審議内容について、会議資料や理事会、運営審議会の議事録を内部職員向け共有サイトに掲載し、議事内容の周知を図る。
・内部統制規程に基づき内部統制委員会を開催（令和７年 12 月 10 日）し、委員長である理事長が出席者に対し、内部統制の意義について説明を行ったうえで、リスク管理委員会からの報告を基にリスク評価結果について審議した。また、内部統制の推進に必要な具体的措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を図るため、事業団の抱えるリスク内容及びその評価、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、全職員に周知した（令和７年 12 月 12 日共有キャビネットに掲載）。
・内部統制の意義・効果に関する資料及び理事長が内部統制委員会で話した内容について、内部職員向け共有サイトにて全役職員に周知した（令和７年 12 月 12 日、令和８年２月２日職員ポータルサイトで周知）。

（２）内部監査の充実・強化
内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施した。なお、内部監査及び監事監査の結果については、対象部署の監査終了後「監査報告書」を作成し、理事長に報告した。
・内部監査
13 部署（うち助成業務関連２部署）
令和７年　８月　７日　助成部修学支援課
令和７年 12 月　９日　総務部人事課
・監事監査
（会計監査）
月例監査（毎月実施、令和７年５月・11 月のみ対面監査）
決算監査　令和７年５月 30 日　財務部経理第一課
（業務監査）
15 部署（うち助成業務関連４部署）
令和７年　８月　６日　財務部契約課
令和７年 12 月　５日　助成部補助金課
令和７年 12 月 19 日　私学経営情報センター私学情報室
経営支援室

（３）リスク管理
〇中期目標の達成を阻害する課題（リスク）の把握と対応
・令和７年度のリスクの状況について、各部署に対してヒアリングを実施した（令和７年 10 月３日～８日）。その結果をもとに、既に対応しているリスクや新たに発生したリスクの精査を行い、各リスクの発生可能性や新たに発生した場合の影響度を見直し、「リスク評価マップ」及び「リスク内容総括表」に反映させた。
・リスク管理委員会を開催し（令和７年 11 月 28 日）、リスク管理について検討・審議のうえ、リスク評価結果を決定した（令和７年 12 月５日決裁）。
・内部統制規程に基づき内部統制委員会を開催（令和７年 12 月 10 日）し、委員長である理事長が出席者に対し、内部統制の意義について説明を行ったうえで、リスク管理委員会からの報告を基にリスク評価結果について審議した。また、内部統制の推進に必要な具体的措置として業務の円滑な運営と損失の最小化を図るため、事業団の抱えるリスク内容及びその評価、リスクの顕在化を防ぐための対応状況等について、全職員に周知し</td>
<td>４－１　内部統制に関する事項　〈評定〉Ｂ

（１）法人のミッションの周知徹底　〈評定〉Ｂ

〈評定の根拠〉
組織にとって重要な情報である理事会等での審議内容を全職員に周知した。また、内部統制委員会を開催し、リスク管理をはじめとする内部統制の重要な取組み及び内部統制の意義・効果について、その審議結果を全職員に周知し、計画どおりに実施した。

（２）内部監査の充実・強化　〈評定〉Ｂ

〈評定の根拠〉
内部監査は、中期計画及び年度計画に基づき監査計画を策定するとともに、その計画に沿った監査を実施し、必要な助言などを行った。

（３）リスク管理　〈評定〉Ｂ

〈評定の根拠〉
事業団の目的や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）と対応の把握に努めた。</td></tr>
</table>

た（令和７年 12 月 12 日共有キャビネットに掲載）。【再掲】 〇年度計画の進捗管理等 ・令和６年度計画の実績については、「日本私立学校振興・共済事業団 助成業務に関する令和６年度計画業務実績自己評価」として取りまとめ、令和７年６月 26 日の理事会での審議を踏まえて決定し、令和７年６月 30 日付けで文部科学省へ提出した。 ・令和７年度計画については、中期計画・実績評価部会において、各課の実績について報告・協議し、達成見込みの把握・対応を行うことにより、進捗管理を行った（令和７年 12 月 11 日、令和８年２月 24 日開催）。	

<table>
<tr><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr><td>４－２　情報セキュリティに関する事項

○サイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づく対応
・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って策定された情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策推進のための組織・体制を、継続して以下のとおり整備している。
＊情報セキュリティに関する事務を統括する「最高情報セキュリティ責任者」及び「最高情報セキュリティ副責任者」、並びに各事務所における情報セキュリティ対策に関する事務を総括する「代表情報セキュリティ責任者」の設置
＊情報セキュリティ対策基準に定める情報セキュリティを確保することを目的とした「情報セキュリティ委員会」を設置
＊「情報セキュリティ監査責任者」の設置
＊情報セキュリティ対策に関する事務を統括する者として、「統括情報セキュリティ責任者」を設置
＊業務の特性等から同質の情報セキュリティ対策の運用が可能な組織のまとまりごとに「情報セキュリティ責任者」を設置
＊課室ごとに情報セキュリティ対策に関する事務を統括する「課室情報セキュリティ責任者」を設置
＊情報セキュリティ対策に関する事務の責任者として、「情報システムセキュリティ責任者」を設置
＊「最高情報セキュリティアドバイザー」として、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する者を設置
＊情報セキュリティ対策推進体制の整備（関係規程の運用、教育の実施等）
＊情報セキュリティインシデントに備えた体制（CSIRT）の整備
・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和７年度版）」の改定に伴い、統一基準群に準拠するよう、以下に示す対策基準等の改定を実施した。
＊情報セキュリティ対策基準の改定
＊私学振興事業本部 情報セキュリティポリシー実施手順書の改定

○情報セキュリティインシデントへの対応
令和７年度に、情報セキュリティに関する重大なインシデントは発生しなかった。</td><td>４－２　情報セキュリティに関する事項　〈評定〉Ｂ</td></tr>
<tr><td>（１）全ての役員及び職員を対象とした研修の実施
・全ての役員及び職員を対象とした情報セキュリティ研修を計７回に分けて実施した(令和７年 12 月 19 日(２回)、12 月 22 日(２回)、令和８年１月６日(２回)、１月９日)。
・研修後のアンケート結果で内容について、「理解できた」「おおむね理解できた」を合わせると 100%の回答を得られた。
・私学振興事業本部に勤務する者に対して、「自己点検票」による調査を実施した。令和６年度に引き続き階層(情報セキュリティ責任者、課室情報セキュリティ責任者、役職員等）ごとに点検項目を分けて評価を実施した(令和７年 12 月)。</td><td>（１）情報セキュリティ研修　〈評定〉Ｂ

〈評定の根拠〉
全職員を対象とした研修を行った。また、階層ごとにそれぞれの職務内容や役割に即した自己点検及び評価を実施した。</td></tr>
<tr><td>（２）情報セキュリティ監査計画の策定及び同計画に沿った情報セキュリティ内部監査の実施
情報セキュリティ監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施した。なお、監査の結果については、監査終了後「監査報告書」を作成し、最高情報セキュリティ責任者に報告した。
○「令和７年度情報セキュリティ監査実施計画」の策定
令和７年９月２日　同監査の監査員を情報セキュリティ監査責任者が指名
令和８年１月 15 日　情報セキュリティ監査日程を確定（６部署）
○「令和７年度情報セキュリティ監査計画」に基づく監査を実施
令和８年２月 10 日 総務部総務課、人事課、財務部経理第一課、助成部補助金課、寄付金課、修学支援課</td><td>（２）情報セキュリティ監査　〈評定〉Ｂ

〈評定の根拠〉
情報セキュリティ監査計画を策定し、計画に沿った情報セキュリティ内部監査を実施した。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr><td>

４－３　事業に関する情報開示

（１）ホームページ等を活用した積極的な情報開示

○私立大学等経常費補助金の交付先等の事業に関する情報開示

・新聞等への公表

令和７年度私立大学等経常費補助金については、早期に積極的な情報開示を行う観点から、令和８年３月の交付決定後速やかに学校別交付額等を報道機関に発表した（令和８年３月 19 日）。

・広報誌「月報私学」への掲載【再掲】

＊令和６年度最終交付状況と配分方法の主な変更点（令和７年４月号）
＊令和７年度配分方法の主な変更点等について（令和７年 10 月号）
＊令和７年度第一次交付（令和７年 12 月号）
＊会計検査院の実地検査結果（令和７年 12 月号）

・ホームページを活用した積極的な情報開示

＊令和７年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援の申請状況（令和７年９月 11 日）
＊令和７年度私立大学等経常費補助金第一次交付の交付状況（令和７年 12 月２日）
＊令和７年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援の選定結果（令和８年２月 27 日）
＊令和７年度の私立大学等経常費補助金取扱要領及び私立大学等経常費補助金配分基準（令和８年３月 11 日）
＊令和７年度私立大学等経常費補助金について学校別の交付額（令和８年３月 19 日）

○受配者指定寄付金の配付先等の事業に関する情報開示

受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付事業名について配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。掲載日及び配付事業数は以下のとおりである。

令和７年　４月配付分	令和７年　５月１日：　27 事業
令和７年　５月配付分	令和７年　６月１日：　43 事業
令和７年　６月配付分	令和７年　７月１日：　46 事業
令和７年　７月配付分	令和７年　８月１日：　47 事業
令和７年　８月配付分	令和７年　９月１日：　53 事業
令和７年　９月配付分	令和７年 10 月１日：　30 事業
令和７年 10 月配付分	令和７年 11 月１日：　32 事業
令和７年 11 月配付分	令和７年 12 月１日：　39 事業
令和７年 12 月配付分	令和８年　１月１日：　39 事業
令和８年　１月配付分	令和８年　２月１日：　39 事業
令和８年　２月配付分	令和８年　３月１日：　80 事業
令和８年　３月配付分	令和８年　４月１日：130 事業
	合　計　　605事業

○若手・女性研究者奨励金の交付先等の事業に関する情報開示

・令和７年度若手・女性研究者奨励金の交付先等の情報を公開した（若手研究者 39 件、女性研究者 36 件：令和７年４月９日）。
・令和６年度若手・女性研究者奨励金の交付対象研究のレポートを公開した（若手研究者 37 件、女性研究者 37 件：令和７年 10 月 31 日）。
・令和８年度若手・女性研究者奨励金の応募・採択状況を公開した（応募状況は令和７年 10 月 31 日公開、採択状況は令和８年３月５日）。

</td><td>

４－３　事業に関する情報開示　〈評定〉B

（１）ホームページ等を活用した情報開示
〈評定〉B

〈評定の根拠〉

事業に関する情報について、ホームページ等を活用し、必要な情報開示（指標 100 件に対して 118 件）を行った。

</td></tr>
</table>

○学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報開示

・令和７年度学術研究振興資金の交付先等の情報を公開した（採択件数 36 件、令和７年４月 16 日）。

・令和６年度学術研究振興資金の交付対象研究の成果を記した「2024 年度（第 49 回）学術研究振興資金学術研究報告」を公開した（採択件数 34 件、令和７年 10 月 31 日）。

・令和８年度学術研究振興資金の応募・採択状況を公開した（応募状況は令和７年 10 月 31 日、採択状況は令和８年３月５日）。

○事業に関する情報の開示件数

（単位：件）

補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	計
9	22	27	43	17	118

（２）公表すべき資料のホームページへの速やかな掲載

○法令で公表が義務付けられている資料（更新情報を掲載）

・「役員等の数、氏名、任期及び経歴」
：令和７年４月１日、４月 15 日、10 月１日、令和８年１月１日、１月 22 日、３月１日、３月 27 日掲載

・「職員の数」：令和７年４月 14 日掲載、令和８年１月８日掲載

・「日本私立学校振興・共済事業団助成業務方法書」：令和７年４月１日、７月 11 日掲載

・「日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する令和７年度計画」：令和７年４月１日掲載

・「日本私立学校振興・共済事業団　助成業務に関する令和６年度計画業務実績自己評価」：令和７年７月１日掲載

・「日本私立学校振興･共済事業団(助成業務)の令和５年度業務実績評価の結果を踏まえた令和６年度業務運営への反映状況」：令和７年７月１日掲載

・「日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の令和６年度における業務の実績に関する評価」：令和７年９月１日掲載

・「令和６事業年度　財務諸表（助成勘定)」、「令和６事業年度業務報告書（助成業務)」、「令和６事業年度　決算報告書（助成勘定)」：令和７年 10 月１日掲載

・「令和６事業年度　監査報告書」：令和７年 10 月１日掲載

・「令和６事業年度　独立監査人の監査報告書」：令和７年 10 月１日掲載

・「会計検査院の直近の決算検査報告」：令和７年 11 月７日掲載

・「令和７年度環境物品等調達の推進を図るための方針」：令和７年４月 17 日掲載

・「令和６年度環境物品等の調達実績の概要」：令和７年６月６日掲載

・「令和７年度における日本私立学校振興・共済事業団の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」：令和７年４月１日掲載

・「令和６年度日本私立学校振興・共済事業団における障害者就労施設等からの物品等の調達実績」：令和７年７月７日掲載

・「令和６年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要」：令和７年５月 15 日掲載

・「令和７年度における日本私立学校振興・共済事業団の中小企業者に関する契約の方針」：令和７年７月９日掲載

○公表は義務付けられていないが、関連部署と連携し、自主的に最新の情報を速やかに公表した資料

・「日本私立学校振興・共済事業団の役職員の報酬・給与等について」：令和７年９月 30 日掲載

・「令和６事業年度　決算の概要」：令和７年 10 月１日掲載

・「主要な経営指標等の推移及びリスク管理債権（助成業務）」：令和７年 10 月１日掲載

・「参考資料集（助成業務に関する令和６年度計画業務実績)」：令和７年７月１日掲載

・「貸付事業の実施状況」（毎月）

（２）公表すべき資料のホームページへの掲載

〈評定〉 B

〈評定の根拠〉

年度計画どおり公表すべき資料は遅滞なくホームページに掲載するとともに、事業団には公表が義務付けられていない役職員の報酬・給与等などについても、引き続き自主的に公表した。

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
４－４　施設・設備に関する事項 ○全館 LED 照明工事 ・事務所２階から５階までの LED 照明工事契約（工期：７年度から８年度）を締結した。７年度は３階から５階の一部について工事を実施した。	４－４　施設・設備に関する事項　〈評定〉 B 〈評定の根拠〉 計画どおり LED 照明工事を実施した。

<table>
<tr><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr><td>

４－５　人事に関する事項

幅広い分野から事業団の将来を担う人材を確保するために、文部科学省文教団体職員採用試験委員会の実施する試験に加え、事業団独自の経験者採用試験や、非常勤職員から常勤職員への登用制度を整備して実施するなど、必要人材の確保に努めた。
研修に関しては「日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領」に基づき、役職・目的等に応じ外部専門家による内部研修に加え、職員の資質・能力向上を図るための外部研修を実施した。
また、人事交流として文部科学省への出向や、学校法人からの研修生の受入れを実施しており、その他、外部組織等との交流も含めた研修の機会について、その方法や可能性について検討を行った。

〇内部研修の実施

・新任管理職研修
実施日、参加人数：令和７年５月９日、
３名（うち助成業務１名）
目　的：新たに課長職に就任した職員に対して、管理職としての職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。研修内容は、「労務管理」「ハラスメントの防止」「理事講話」等である。

・新入職員第一次研修
実施日、参加人数：令和７年４月１日～４日、17 名（うち助成業務６名）
令和７年 10 月１日、２日、２名（うち助成業務１名）
目　的：令和７年４月及び 10 月採用の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上を目的として実施した。

・新入職員第二次研修
実施日、参加人数：令和７年７月８日～10 日、38 名（うち助成業務 13 名）
目　的：採用後１年未満の職員、研修生に対し、事業団の各業務の概要を修得することを目的として実施した。

・ハラスメント防止研修
実施日、参加人数：令和７年８月 25 日～９月 10 日、144 名
目　的：全役職員を対象に、職場におけるハラスメントを防止することを目的として実施した。

・女性活躍推進のための階層別研修
実施日、参加人数：
《管理職》令和７年９月１日～30 日、58 名（うち助成業務 20 名）
《その他》令和７年 11 月 10 日～26 日、323 名（うち助成業務 99 名）
目　的：職場と家庭の両方において男女ともが貢献できる職場風土づくりを目的として実施した。

・個人情報保護研修
実施日、参加人数：令和７年 10 月９日～15 日、147 名
目　的：個人情報に係る適正な取扱いを役職員等が認識することを目的として実施した。

</td><td>

４－５　人事に関する事項　〈評定〉B

〈評定の根拠〉
役職等に応じた研修を実施し、職員の資質・能力の向上を図った。

</td></tr>
</table>

・法人文書に関する研修 実施日、参加人数：令和７年 10 月 20 日～12 月 12 日、123 名 目　的：法人文書の作成・管理に必要なスキル等の習得及び理解を深めることを目的として実施した。 ・私立学校の活性化に向けた勉強会 実施日、参加人数：第１回 令和８年３月 16 日、63 名 第２回 令和８年３月 18 日、46 名 目　的：職員が私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組を支援するため、私学の現状を把握することを目的として外部専門家による勉強会を実施した。 ○外部研修の実施 ・文部科学省文教団体共同職員研修ほか 59 件、延べ 161 名が参加した。	

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
４－６　研修等助成に関する事項 事業団は国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への貸付事業における貸付金利息と借入金利息の差額を財源として人件費を含むすべての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成事業等を行っていることから助成事業の充実は、貸付事業における収益の確保が前提となっている。 ○令和７年度の交付・繰入状況 令和６年度決算において損失を計上しており、令和７年度は、助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入れは計画していない。	４－６　研修等助成に関する事項 〈評定〉－ 〈評定の根拠〉 －

法人の業務実績・自己評価	
業務実績	自己評価
４－７　中期目標期間を超える債務負担 —	７　中期目標期間を超える債務負担 〈評定〉－ 〈評定の根拠〉 －